

第3章

Defense of Japan

CHAPTER 3

新たな脅威や多様な事態への 実効的な対応と本格的な侵略事態への備え

- 第1節 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
- 第2節 本格的な侵略事態への備え
- 第3節 武力攻撃事態などへの対処などにかかわる取組



緊急発進の訓練を行う戦闘機（F-15）



警戒監視を行う哨戒機（P-3C）



近接戦闘訓練を行う隊員



Defense of Japan

第1節

SECTION 1

新たな脅威や多様な事態への
実効的な対応

1) 「平成17年度以降に係る
防衛計画の大綱について」
2章2節 (p83) 参照

2) 大量破壊兵器や弾道ミサ
イルの拡散の進展、国際テロ
組織等の活動を含む新たな脅
威や平和と安全に影響を与
える多様な事態

新防衛大綱¹では、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動などにより大きく変化した安全保障環境を踏まえ、新たな脅威や多様な事態²への実効的な対応を防衛力の第一の役割として位置付けている。そして、新たな脅威や多様な事態のうち、主なものに関する対応と自衛隊の体制の考え方について、弾道ミサイル攻撃への対応、ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応、^{どうしょ}島嶼部に対する侵略への対応、周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船などへの対応、大規模・特殊災害などへの対応の5項目を例示している。これらは、防衛出動によって対処する場合や必ずしも防衛出動に至らない場合であっても、わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、これらの事態に防衛庁・自衛隊としていかに迅速かつ適切に対応するかは、大きな課題である。

本節では、新防衛大綱に例示された5項目をはじめとする新たな脅威や多様な事態に対する自衛隊の対処のあり方、防衛庁・自衛隊がこれまで取り組んできている事項について説明する。

陸・海・空防衛力の特性とキャッチフレーズ

陸上防衛力

ファイナル ゴールキーパー オブ ディフェンス
Final Goalkeeper of Defense

- 侵攻部隊を実力をもって排除する最終的な力。敵の侵攻を強く抑止し、国を守ろうとする国民の強い意思の表明。
- 特性
多様な役割・事態・様相に対応できる優れた柔軟性。困難な状況に耐え得る強靱性^{きようじん}。特定の基地に依存しない残存性。地形の活用や人的戦闘力の重要性など。



海上防衛力

ファーストライン オブ ディフェンス
First Line of Defense

- 広大な海洋を主な活動の舞台とし、主に国土の防衛とわが国周辺海域における海上交通を保護する役割。
- 特性
海洋を利用して迅速、容易に行動できる機動性。事態の推移に円滑に対応した行動ができる柔軟性。多様な任務に対応できる多目的性。海洋を経て諸外国と容易に交流できる国際性など。



航空防衛力

キー トゥー ディフェンス、レディ エニタイム
Key to Defense, Ready Anytime

- 広大な空間を活動の場とし、戦いの全般の帰趨を決定する力であり、陸・海作戦にも大きな影響を与える航空優勢獲得の中心的役割を担任。
- 特性
急襲的に行われる航空侵攻など各種事態に迅速に対応できる即応性。空間を高速かつ自由に行動できる機動性。多種多様な任務を遂行できる柔軟性。打撃力。陸・海の地形的障害に影響されない突破力。優れた監視能力など。



1 弾道ミサイル攻撃への対応

冷戦終了後、国際社会における弾道ミサイルや大量破壊兵器の不拡散のために様々な努力が行われているが、依然として拡散は進捗^{しんちよく}しており、アジアでも多数の弾道ミサイルが配備され、わが国を射程に収めるものもあると考えられている。また、守るべき国家や国民を持たず従来の抑止が通用しにくいテロ組織などの非国家主体がこれらの兵器を取得する可能性もある。このような状況を踏まえ、政府は、03（平成15）年12月、安全保障会議と閣議において、弾道ミサイル防衛（BMD）^{Ballistic Missile Defense}システムを導入することを決定し¹、昨年度から、その整備を開始している。新防衛大綱においても、弾道ミサイル攻撃に対し、BMDシステムの整備を含む必要な体制を確立することにより、実効的に対応することを明記するとともに、本年の通常国会では、自衛隊法の所要の法改正を実施するなど、整備面・運用面での取組を強化している。

1）資料35（p384）参照

わが国の弾道ミサイル防衛（BMD）

わが国におけるBMDへの取組は、90年代半ばのBMDシステムに関する情報収集、研究から始まり、99（同11）年からは将来装備品の共同技術研究に着手し、昨年から具体的な装備化を開始している。今後、着実な整備を進めるとともに、将来の能力向上のための研究開発や、運用面での取組を加速化していく必要がある。

（1）研究から整備開始まで

防衛庁は95（同7）年度からわが国の防空システムのあり方の検討に着手し、BMDシステムの技術的実現可能性などの検討を開始した。この時期、日米政府間でBMDに関する情報の交換についての取極を締結の上、防衛庁は米国防省と情報交換に関する了解覚書を締結し、米国でのBMDに関する知識・経験をわが国の調査・検討の材料として参考にしている。98（同10）年には北朝鮮が、日本上空を超える弾道ミサイルの発射を行ったこともあり、BMDに対する世論の関心が高まった。同年には、安全保障会議と閣議の了承を経て、海上配備型上層システムの一部を対象に米国と日米共同技術研究を開始することを決定し²、現在まで続く、迎撃ミサイルの4つの主要構成品に関する共同研究を99（同11）年に開始した。

2）本節1（p156）参照

3）平成16年12月に安全保障会議及び閣議で決定された「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」により、平成16年度限りで廃止された。

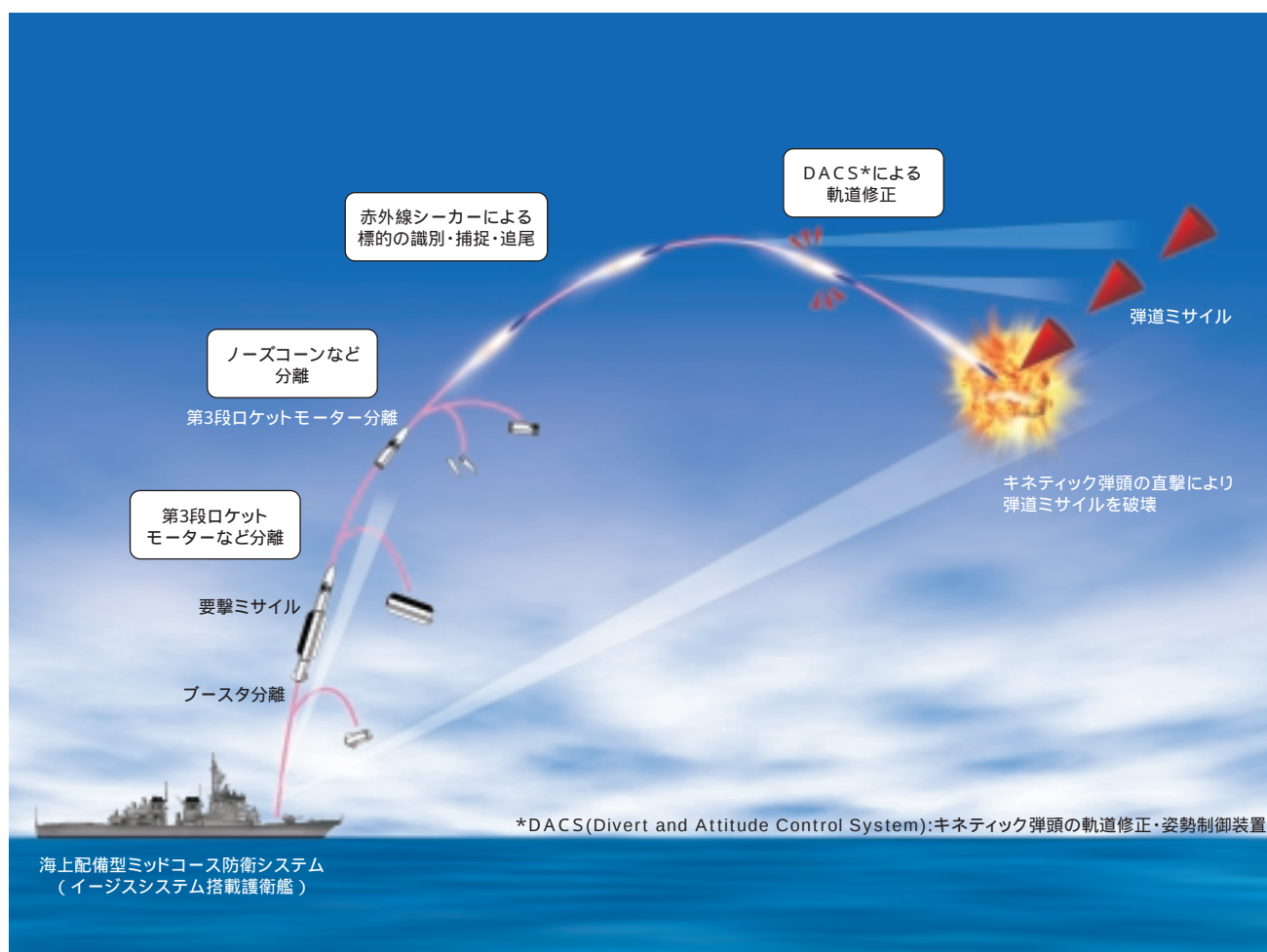
4）ペトリオット・システムは、経空脅威に対処するための防空システムの1つ、PAC-3は、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするミサイルである。

5）目標の搜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇をいう。

このような取組を踏まえ、00（同12）年に安全保障会議と閣議で決定された「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」³においては、「弾道ミサイル防衛（BMD）については、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性などについて検討の上、必要な措置を講ずる。」こととされた。

この間、米国において、地上配備型の地対空誘導弾ペトリオット・システム（PAC-3：^{Patriot Advanced Capability-3}）⁴（ペトリオット・システム）は、迎撃試験で多くの成功を収め、また、イージス艦⁵による海上配備型ミッドコース防衛システムについても、実用

海上配備型ミッドコース防衛システムの運用構想図



化に向けての良好な結果が得られた。米国のBMD初期配備に関する決定（02（同14）年12月）は、このようなBMDの技術的実現可能性を裏付けるものであった。

政府は、以上の米国における取組の進展に加え、わが国独自のシミュレーションにより、BMDシステムの技術的実現可能性は高いと判断した。そして、BMDが専守防衛を旨とするわが国の防衛政策にふさわしいものであることを踏まえ、03（同15）年12月19日、安全保障会議と閣議において「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」⁶を決定するとともに、官房長官談話⁷によりBMDシステムの整備に関する考え方を明らかにし、わが国のBMDの整備を開始した。

（2）BMDシステム整備の概要

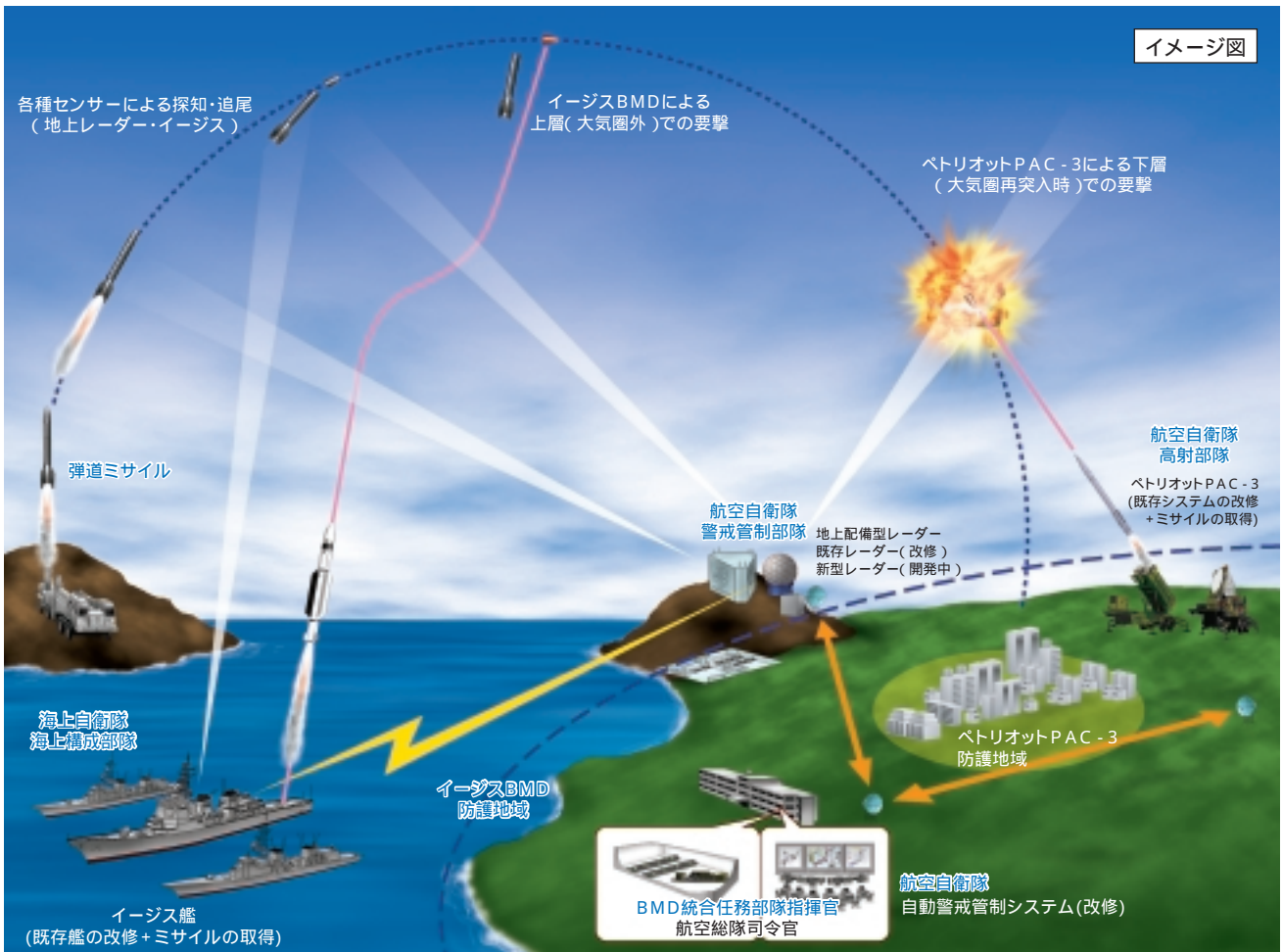
03（同15）年12月の決定以降、わが国が整備を進めているBMDシステムは、現在自衛隊が保有しているイージス艦とペトリオット・システムの能力を向上させ、両者（イージス艦による上層での迎撃とペトリオット・システムによる下層での迎撃）を統合的に運用する多層防衛の考え方を基本としている。

弾道ミサイルの飛翔経路は、発射された直後でロケットエンジンが燃焼し、加速しているブースト段階、ロケットエンジンの燃焼が終了し、慣性運動によって宇宙空間（大気圏外）を飛行しているミッドコース段階、その後大気圏に再突入して着弾するまでのターミナル段階の3つに分類できる。わが国のBMDシステムは、飛来する弾道ミサイルを、イージス艦によりミッドコース段階において、ペトリオット・システムにより

6) 資料35（p384）参照

7) 資料36（p385）参照

BMD 整備構想・運用構想



ターミナル段階において、それぞれ迎撃する多層的なウェポンシステムを採用している。そして、これに加えてわが国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するセンサー、さらにウェポンとセンサーを効果的に連携させて組織的に弾道ミサイルに対処するための指揮統制・通信システムから構成されている。

また、整備に関する方針として、取得・維持に係るコストを軽減しつつ、効果的・効率的なシステムの構築を図るとの観点から、現有装備品の活用を掲げている。前出のイージス艦とペトリオット・システムの能力向上は、いずれも従前からわが国が保有していた装備品に弾道ミサイル対処能力を付加するものである。センサーについては、現有の地上レーダーの能力向上型を活用するほか、現在新たに開発中のレーダーであるFPS-XX⁸についても従来型の経空脅威（航空機など）と弾道ミサイルの双方に対応できる併用レーダーを目指している。指揮統制・通信システムとしての自動警戒管制システムについても同様である。

当面の具体的な整備計画は、平成18年度末に最初のペトリオットPAC-3の導入が始まり、平成23年度をもって、イージス艦（BMD機能付加）：4隻、ペトリオットPAC-3：16個FU⁹（高射隊分）、FPS-XX：4基、FPS-3改（能力向上型）：7基、を指揮・通信システムで接続したシステムを構築することを目標としている。

平成16年度予算として約1,068億円を計上してBMDシステムの整備を開始したが、昨年12月に安全保障会議と閣議で決定された「新防衛大綱」の別表、及び「中期防衛力整備

8) 弾道ミサイルの早期探知を可能とするもので、平成11年度より開発中

9) fire unit（対空射撃部隊の最小射撃単位）

10) 2章3節1 (p108) 参照

11) 主として航空機・対艦ミサイルを迎撃目標としていた従来型のSM-2ミサイルと異なり、弾道ミサイルを迎撃目標とするミサイル

12) 1隻目のイージス艦(平成16年度予算計上)がBMD機能の付加のための改修を終えた後、その性能を確認するため行う試験であり、平成19年度中に米国において実施する予定

13) 2章3節2 (p118) 参照

計画(平成17年度～平成21年度)¹⁰(新中期防)においても、引き続き、これら現有装備の能力向上や改修の方針が示されている。平成17年度予算においては、BMD関連経費として イージス艦の能力向上とSM-3¹¹ミサイルの取得・発射試験¹²、 ペトリオット・システムの能力向上とPAC-3ミサイルの取得、 自動警戒管制システムへの弾道ミサイル対処機能付加のための基本設計・製造への移行など¹³、総額約1,198億円(契約ベースの金額)を計上している。

(3) 将来の能力向上

依然として弾道ミサイル技術の拡散は進展しており、各国が保有する弾道ミサイルも将来的には、デコイ(おとり)を用いて弾頭の迎撃を欺瞞するなど、迎撃回避措置を備えた

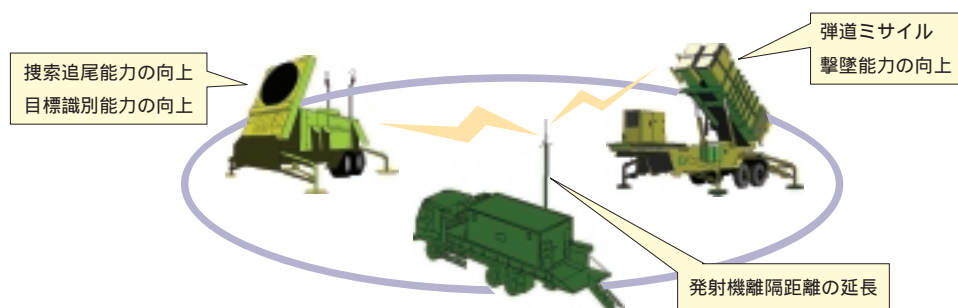
イージス艦の改修概要



ペトリオット・システムの改修概要

	PAC - 2 ミサイル	PAC - 3 ミサイル
迎撃方式	破片(近接信管)による破壊 (弾道ミサイルの物理的破壊能力-小)	ミサイルの直撃による破壊 (弾道ミサイルの物理的破壊能力-大)
機動性	空気密度の薄い上空においては空力による限界あり	空気密度の薄い上空においても機動性を確保
迎撃目標	主: 航空機 従: ミサイル 1000km級の弾道ミサイル対処は極めて限定的	主: ミサイル 従: 航空機 1000km級の弾道ミサイル対処は可能

PAC - 3 に更新した場合の効果



ものになっていく可能性も否定できない。このような弾道ミサイルの先進化に対応した能力向上を継続的に図っていくことが必要である。また、従来型の弾道ミサイルに対しても、1つのシステムが防護できる範囲の拡大や迎撃確率の向上を行っていくことが求められ、システムの効率性・信頼性の向上に取り組んでいくことが必要である。

このような観点から、わが国はBMDシステムの整備を進めるとともに、99（同11）年に開始した共同技術研究を継続するなど、将来の能力向上に努めている。新中期防においても、この点を明記したほか、平成20年度以降（新防衛大綱の別表に掲げる体制を整備した後）のイージス艦とペトリオット・システムの能力向上のあり方について、「米国における開発の状況などを踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる。」¹⁴ こととしている。

14）2章3節1（p112）参照

法制・運用面の整備

（1）弾道ミサイル対処に関する法的措置

ア 基本的な考え方

わが国に弾道ミサイルなどが飛来する場合の対処において、それが武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃である場合は武力攻撃事態における防衛出動により対処することとなる。

他方、武力攻撃事態の認定は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動などを総合的に勘案して判断されるものであり、弾道ミサイルが飛来するおそれがある場合又は現に飛来した場合であっても、その意図や目的が特定できない場合など、武力攻撃事態であると判断できない場合はあり得る。

このように武力攻撃事態が認定されていない場合においても、弾道ミサイルが飛来し、わが国に着弾すれば国民の生命と財産に大きな被害が生じる可能性があるため、BMDシステムを活用することが必要となる。従前の自衛隊法においては、このための自衛隊の行動の法的根拠が無かったことから、本年の通常国会において、所要の法改正を行った。



イージス艦から発射されるSM-2ミサイル

イ 弾道ミサイル等に対する破壊措置のための自衛隊法の改正¹⁵

今回の自衛隊法の改正は、防衛出動が下令されていない場合において、わが国に弾道ミサイル等が飛来する場合に、迅速かつ適切な対処を行うこと、シビリアンコントロールを確保することを十分考慮し、弾道ミサイル等への対処に関し必要な根拠を整えるべく措置したものである。

わが国に弾道ミサイル等が飛来する場合、国民の生命・財産に対する被害を防止するためには、破壊する以外に方法はなく、今回の自衛隊法改正は、わが国として必要かつ当然の措置と考えられるものである。

（ア）弾道ミサイル等に対する措置規定の概要

今回の自衛隊法の改正における弾道ミサイル等に対する措置の主要な規定の概要は、次のとおりであり、これにより、弾道ミサイル等がわが国に飛来する場合の法制度として万全を期すべく措置している。

防衛庁長官は、弾道ミサイル等がわが国に飛来するおそれがあると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に弾道ミサイル等の破壊措置をとるべ

15）資料71（p417）参照

き旨を命ずることができる。

また、長官は、 の場合のほか、事態が急変し内閣総理大臣の承認を得るいとまがなくわが国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合におけるわが国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、長官が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に一定の期間を定めて弾道ミサイル等の破壊措置をとるべき旨を命令することができる。

(イ) シビリアン・コントロールの確保の考え方

弾道ミサイル等の対応については、自衛隊の対応だけではなく、国民への警報や避難といった国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊急時に備えた態勢強化など、政府全体として対応することが必要である。また、わが国に弾道ミサイル等が現に飛来する場合には、必ず迎撃ミサイルという武器を用いて破壊することが必要となる。さらに、飛来のおそれの有無についても具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価し、政府として判断する必要がある。

このような事柄の重要性及び政府全体としての対応の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認（閣議決定）と防衛庁長官の個別の命令を要件とし、内閣及び防衛庁長官がその責任を十分果たし得るようにしている。さらに、事後の国会報告についても法律に明記し、国会の関与についても明確にしている。



発射されるパトリオットミサイル

(2) 運用面の取組

自衛隊は平成17年度末より統合運用体制に移行することとなるが、飛来する弾道ミサイルの破壊は、海上自衛隊（海自）のイージス艦、航空自衛隊（空自）のレーダー、パトリオット、指揮・通信システムが一体となって行われるべきものであり、また、着弾した弾道ミサイルへの対処については陸上自衛隊（陸自）が中心となって対処するものであることから、弾道ミサイル防衛の運用は陸・海・空にわたる統合運用が不可欠となる。今後、弾道ミサイルへの実効的な対応の観点からも、効率的・効果的な統合運用体制を確立していくことが求められる。

さらに、BMDシステムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国との密接な調整が必要であり、今後、具体的な検討を行っていくことが課題である。

米国のミサイル防衛と日米BMD協力など

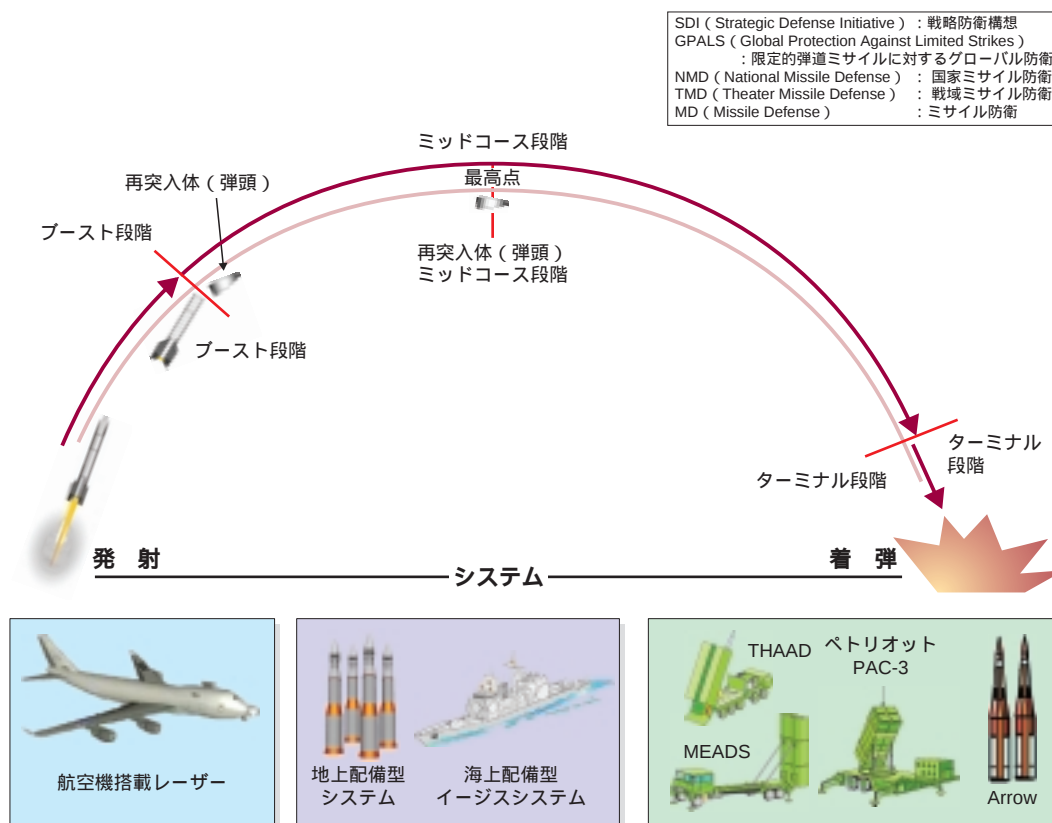
(1) 米国のミサイル防衛

米国のミサイル防衛の歴史は古く、弾道ミサイルの誕生とほぼ同時に開始されたが、現在のBMDシステム構想の原形はレーガン政権時代の84（昭和59）年に始まったSDI構想に端を発している。以来、歴代政権はミサイル防衛に取り組み、現在まで累計約10兆円を超える投資を行っている。ブッシュ政権は、ポスト冷戦の安全保障環境の変化を強く意識して、ミサイル防衛を国防政策の重要課題¹⁶として位置付け、02（平成14）年6月には対弾道ミサイル・システム制限（ABM）条約¹⁷からも脱退し、ミサイル防衛体制の構築を推進している。米国のミサイル防衛計画の概要は次のとおりである。

16）03（平成15）年1月の「核態勢の見直し」（NPR）においては「非核（通常）と核攻撃能力」「防衛（ミサイル防衛を含む）」「国防基盤（国防産業など）」が新たな3本柱とされている。

17）72（昭和47）年に米ソ間で締結され、自国防衛のための対弾道ミサイル・システムの配備などを制限した条約

弾道ミサイルに対する多層防衛の例と米国の取組の変遷



米国の取組の変遷



現在、弾道ミサイルの飛翔経路である ブースト段階、 ミッドコース段階、 ターミナル段階のそれぞれの段階に適した迎撃システムが考えられている。これらの対処方法にはそれぞれメリット・デメリットがあるため、米国は、様々なシステムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムの構築を目指しており、可能なものから早期に配備することとしている。

ブースト段階において弾道ミサイルを迎撃するために、航空機に搭載したレーザーシ

システム（ABL）^{Airborne Laser}を用いた空中配備型のシステムが計画されており、ミッドコース段階で弾道ミサイルを迎撃するためのシステムとして、地上配備型ミッドコース防衛システム（GMD）^{Ground-based Mid-course Defense System}と海上配備型ミッドコース防衛システム（SMD）^{Sea-based Mid-course Defense System}がある。GMDは、固定式のミサイルサイトやレーダーサイトからなる。また、SMDは、イージス艦を使用して弾道ミサイルを探知、ミッドコース段階で迎撃するシステムであり、わが国が導入を進めているものである。

他方、これらとは別に、2004年度（米会計年度）から、ブースト段階又はミッドコース段階の上昇段階において弾道ミサイルを迎撃するためのシステムとして、陸上・海上・宇宙配備型のシステム（KEI）^{Kinetic Energy Interceptor}の研究開発に着手している。

そして、ターミナル段階で弾道ミサイルを迎撃するためのシステムとして、地上配備型のシステムであるターミナル段階高高度地域防衛システム（THAAD）^{Terminal High Altitude Area Defense System}、ペトリオット・システム（PAC-3）などがある。THAADは、大気圏内だけでなく大気圏外でも迎撃できるように、PAC-3は、大気圏内の近距離で迎撃するように設計されており、ともに機動展開性に優れる。THAADは現在、開発中であり、PAC-3は既に配備が進められている。

また、長射程の弾道ミサイルを早期に探知するには、長距離センサーや広範囲にわたる監視網が必要となる。このため、米国では既に人工衛星による監視を行っているが、監視範囲・精度、情報伝達などの点で更に性能を向上させた赤外線センサーを搭載した新たな衛星システム（STSS）^{Space Tracking and Surveillance System}を整備する計画のほか、地上配備や海上配備のレーダーの整備の計画が進んでいる。

このように、米国が計画している多層防衛システムは、様々なシステムから構成されており、これら複数のシステム間の連携を行い、瞬時に最も効果的な迎撃手段の組み合わせを実行することが必要となる。このため、システム全体の戦闘管理システムについての研究開発も進められている。

02（同14）年12月に決定された初期配備のミサイル防衛システムの内容は、長距離ミサイルをそのミッドコース段階で迎撃する地上配備型ミッドコース防衛システム（迎撃ミサイルを最大20基）、短中距離弾道ミサイルを同じくミッドコース段階で迎撃する海上配備型ミッドコース防衛システム（イージス艦（要撃用）を3隻、イージス艦（探知用）を10隻、迎撃ミサイルを最大10基）、短中距離弾道ミサイルをターミナル段階で迎撃するペトリオット・システム（PAC-3）を本年末までに緊急時に展開できるよう配備するというものである。さらに、陸上・海上・宇宙配備のセンサーの能力向上・利用がBMDの初期的配備の内容に含まれている¹⁸。この決定に併せて、米国が英国とデンマークに対して両国に配備されている早期警戒レーダの改良について要請したところ、03（同15）年2月に英国は受諾した。なお、英国など各国におけるミサイル防衛への取組の概要は次表のとおりである。

18）米国は、ミサイル防衛システムの研究開発や配備については、その時々技術的に可能なシステムを配備しつつ、漸次能力向上を図っていくこととしており、これを進化的らせん型（スパイラル）開発手法と称している。

ミサイル防衛に関する各国の取組

- 独・伊

新たな地対空誘導弾システムである「中距離拡大防空システム」（MEADS：Medium Extended Air Defense System）を米国と共同開発中。伊が、米とのMOUの交渉にコミット。

- イスラエル

弾道ミサイル対処用の地対空誘導弾であるアロー・ミサイルを米国と共同開発し、2000年3月に配備段階に移行。

- 英国

米国から要請されていたファイリングデール基地レーダーのアップグレードにつき受諾。
2003年6月には米国との間でBMDに関するMOU（一般的な協力枠組み）を締結。

- デンマーク

トゥーレ基地レーダーのアップグレード。MOU交渉を約束。

- NATO

NATOミサイル防衛の在り方につき研究中。

- ロシア

MDの共同机上演習を米国と実施。新たな共同事業について協議中。（ RAMOS計画については、2004年に中止が発表された。）

- オーストラリア

2003年12月、米国の弾道ミサイル防衛計画に参加することを決定した。
2004年7月には米国との間でBMDに関するMOU（一般的な協力枠組み）を締結したが、具体的な参加形態については、米豪間で引き続き協議中。

- カナダ

2004年8月、NORAD（北米宇宙防衛軍：北米大陸の航空・宇宙空間の領空警戒及び管理を任務とする米・加の共同組織）が収集した情報をミサイル防衛に使用出来るよう協定を改定。
2005年2月、米のミサイル防衛計画への不参加を表明。

- インド

2004年1月、印米両国で「戦略的パートナーシップにおける次なるステップ」を発表、ミサイル防衛等について米国との対話拡大に合意。

- ポーランド

ミサイル防衛基地の受入について協議中。

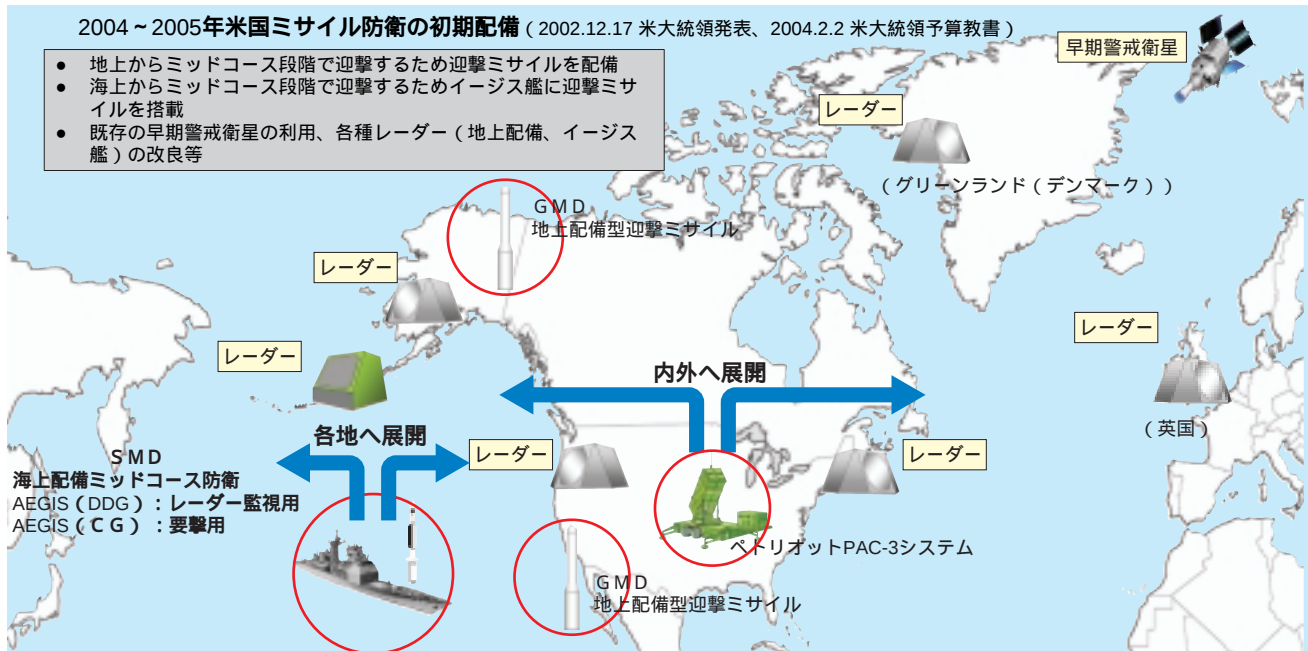
- その他の友好国・同盟国

トルコ・ウクライナとも活動中。

2004～2005年米国ミサイル防衛の初期配備の決定と米国2006年度予算

2004～2005年米国ミサイル防衛の初期配備（2002.12.17 米大統領発表、2004.2.2 米大統領予算教書）

- ・ 地上からミッドコース段階で迎撃するため迎撃ミサイルを配備
- ・ 海上からミッドコース段階で迎撃するためイージス艦に迎撃ミサイルを搭載
- ・ 既存の早期警戒衛星の利用、各種レーダー（地上配備、イージス艦）の改良等



2006年度予算案
(2005.2.7 大統領予算教書)

総額88億ドル(9,680億円)
前年度比11%減

換算率: 1ドル110円

参考: 2005年度予算は総額99億ドル
(1兆890億円)

【研究開発】(単位: 百万\$)

項目	予算
ブースト段階	484
ミッドコース段階	3,234
ターミナル段階	1,144
センサー等その他	3,299
研究・開発費の総計	8,161

【調達】(単位: 百万\$)

項目	予算
ペトリオットPAC-3 (PAC-3弾: 108発)	567

19) 資料34 (p384) 参照

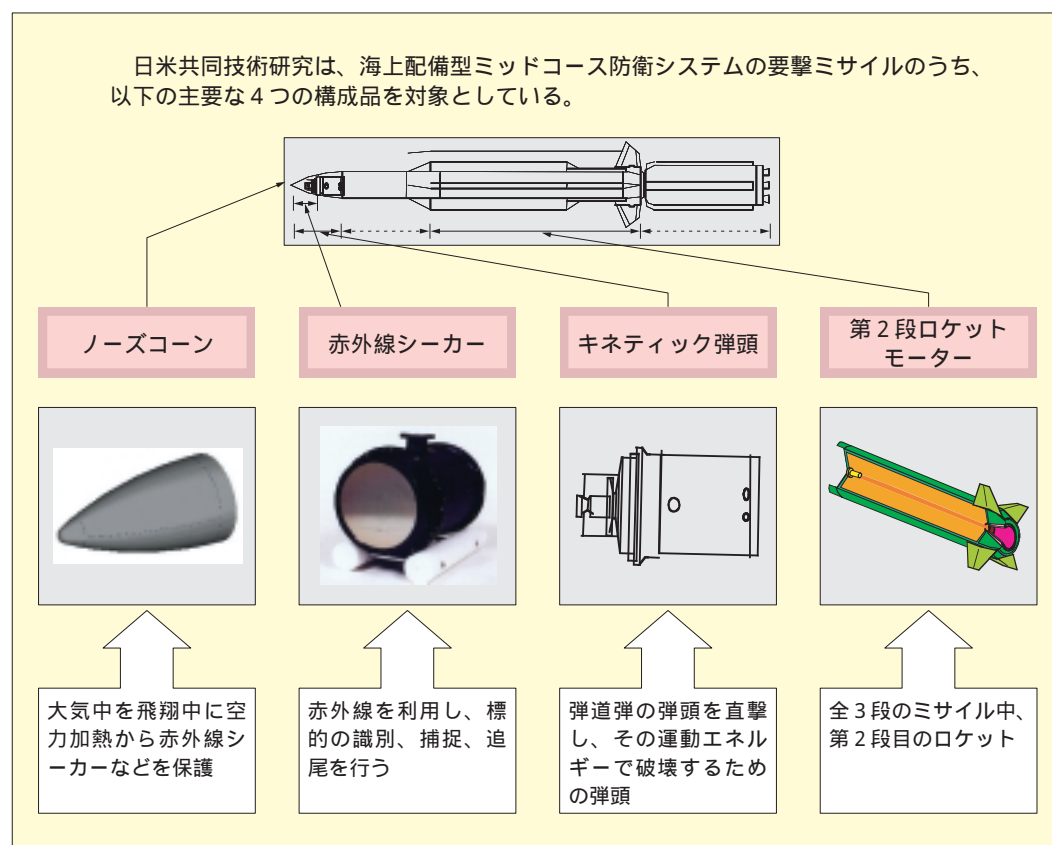
(2) 日米共同技術研究

98 (同10) 年政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム (現在の海上配備型ミッドコース防衛システム) の日米共同技術研究に着手することを決定した。なお、その際、BMDに関する日米共同技術研究に対する政府の考え方について、官房長官談話が発表された¹⁹⁾。

その後、共同技術研究の開始に向けて米国との調整が行われ、99 (同11) 年に政府は、BMDにかかわる日米共同技術研究に関する書簡を外務大臣と駐日米国大使との間で交換することを閣議決定した。これを受けて、防衛庁と米国防省との間で了解覚書が締結され、共同技術研究が開始された。この共同技術研究は、海上配備型ミッドコース防衛システムの要撃ミサイルに関して、日米が共同して設計、試作及び必要な試験を行うものであり、現在、ミサイルの主要な4つの構成品 (ノーズコーン、第2段ロケットモーター、キネティック弾頭、赤外線シーカー) に関する設計、試作及び必要な試験を行っている。このために必要な経費として平成11年度から平成16年度まで計約253億円を計上した。なお、平成17年度予算においては試験に伴う経費として約9億円を計上している。

なお、共同技術研究の対象となっているシステムは、02 (同14) 年12月に米国がその初期配備を決定し、また、わが国が導入を決定した海上配備型システムとは異なり、更に将来の、より高い能力を目指したシステムである。したがって、共同技術研究は、現在と将来における弾道ミサイル攻撃への対応に万全を期すため、引き続き推進していく必要がある。なお、開発・配備段階への移行については、98 (同10) 年及び03 (同15) 年の官房長官談話のとおり、別途判断を行うこととされている。

BMD に関する日米技術協力の概要



(3) 武器輸出三原則等との関係

わが国のBMDシステムは、現在わが国が保有しているイージス艦とペトリオット・システムの能力向上などにより、わが国としてのBMDシステムを構築するというものであり、武器輸出三原則等との関係で問題が生じるものではない。

他方、今後わが国のBMDの能力を向上させるためには、米国との協力が必要であり、より将来的な能力向上を目指して実施されているBMDに関する日米共同技術研究が、その成果を活用した共同開発・生産に移行する場合には、わが国より米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。このような状況を踏まえ、昨年12月に策定された新防衛大綱に関する官房長官談話²⁰の中で、「BMDシステムに関する案件については、日米安保体制の効果的な運用に寄与し、わが国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらない。」とされた。

20) 資料15 (p363) 参照

(4) 日米BMD協力の強化

わが国のBMD導入決定後、日米BMD協力の強化のための取組を、継続的に実施してきている。

新中期防では、日米安全保障体制の強化のための施策として、「弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取組を強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する。」²¹こととした。その1週間後には、BMD協力に関する書簡を外務大臣と駐日米国大使との間で交換する旨の閣議決定を受けて、防衛庁と米国防省との間でBMD協力に関する了解書（MOU）^{Memorandum of Understanding}が締結された。本MOUは、日米のBMD協力を推進するために、BMD全般に関する一般的な協力枠組みを設け、BMDシステムの計画に関連する幅広い情報を交換するためのものであり、具体的な共同事業の内容については、本MOUの付属書で規定することとしている。同付属書に基づく活動としては、BMDシステムに関する共同研究、分析作業などの事業が含まれ得る。

21) 2章3節1 (p115) 参照

また、本年2月にワシントンで行われた日米安全保障協議委員会（SCC）^{Security Consultative Committee}においては、次の事項が確認された。

弾道ミサイル防衛（BMD）が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制すること

日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則などに関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させること

さらに、同委員会の直前に行われた日米防衛首脳会談において、大野防衛庁長官は、わが国のミサイル防衛システムの整備の方向性、必要な法整備への努力について説明し、ラムズフェルド国防長官はこのような日本の取組を歓迎した。両長官は、ミサイル防衛システムを実効的にするため、日米両国が情報面をはじめとする協力をさらに深化させていくことで一致した。大野長官は、米国が日米共同技術研究について、2006年度から開発に移行したい旨表明したことを歓迎している。

このような日米BMD協力の強化は、わが国のBMD能力の向上につながるだけでなく、世界における弾道ミサイルの拡散や使用を強く抑制するものであると考えており、防衛庁としては引き続き積極的に進めていくこととしている。

1) 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などをいう。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街地化が進んでいるわが国においては、比較的少数の人員による潜入、攻撃であっても、わが国の平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした行動には、潜入した武装工作員¹による不法行為から、わが国に対する侵略が行われた場合の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作などの武力攻撃まで様々な態様がある。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

(1) 基本的な考え方

わが国に対する侵略が行われた場合の一形態として、潜入したゲリラや特殊部隊による不正規型の武力攻撃が考えられる。この攻撃の態様として、不正規軍の要員であるゲリラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃などが行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などが行われるものがある。



市街地戦闘訓練を行う隊員

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦では、速やかに情報収集態勢を確立し、ゲリラや特殊部隊を早期に発見して捕獲又は撃破することとなる。この際、攻撃による被害を最小限にして事態を早期に収拾することが重要である。

ア 各種船舶などの発見・阻止

ゲリラや特殊部隊を輸送する各種船舶や潜水艦などをできるだけ早期に発見し、護衛艦、潜水艦や海・空自の航空機などにより、洋上での阻止などに努める。

イ ゲリラや特殊部隊の搜索・発見など

ゲリラや特殊部隊が、わが国領土内に潜入するおそれがある場合、陸自の偵察部隊などで沿岸部での警戒監視を行い、これらが領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などによる搜索・発見を行う。また、必要に応じ、重要施設などに警護のための部隊を配置し、早期に警護態勢を確立する。

ウ ゲリラや特殊部隊の捕獲・撃破

ゲリラや特殊部隊を発見した場合、その地域に速やかに戦闘部隊を集めてこれを包囲した上で、捕獲又は撃破する。

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



武装工作員などへの対処

(1) 基本的な考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生じた事案の様相に応じ、基本的に次のように対応する。

侵入者の実態や生起している事案の状況が不明確な場合には、状況の把握に努め、自衛隊施設の警備強化などを行うとともに、必要に応じ、警察官の輸送、各種資器材の提供などにより、警察機関に協力する。

生起している事案が明確となり、一般の警察力をもっては治安を維持できないと認められる場合には、輸送支援、各種資器材の提供に加え、治安出動により警察機関と協力し、武装工作員などの鎮圧、防護対象の警備などを行う。

さらに、武装工作員などによる活動が、外部からの組織的・計画的な武力行使と認められる場合には防衛出動により対処する。

(2) 武装工作員などへの対処のための自衛隊法の改正

武装工作員などへの対処を迅速かつ効果的に行うため、01（平成13）年、自衛隊法を改正し、次のような規定を新設した。

ア 治安出動下令前に行う情報収集

防衛庁長官は、治安出動が下令されること及び小銃、機関銃などの強力な武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合、その事態の状況の把握に資す

る情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊にそのような者がいると見込まれる場所などでそれらにかかわる情報の収集を命ずることができる。

また、情報収集の職務に従事する自衛官は、自己又は自己とともにその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。その際、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

イ 治安出動時の武器の使用

治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が、事態に応じ合理的に必要と判断される限度

で武器を使用した結果、人に危害を与えても法律に基づく正当行為とされる場合として、従来の、

職務上警護する人、施設又は物件に対する暴行又は侵害を排除する場合

多衆集合して行う暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合

に、次の場合を追加した。

小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器などの武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者による暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合



武装工作員対処訓練を行う隊員

（３）警察との連携強化のための措置

ア 連携強化のための枠組みの整備

武装工作員などへの対処に当たっては、警察機関との連携が重要である。このため、00（同12）年、治安出動の際における自衛隊と警察との連携要領についての基本協定（54（昭和29）年に締結）を改正し、暴動鎮圧を前提とした従来の協定を、武装工作員などによる不法行為にも対処できるようにした²。

また、02（平成14）年5月末までに、陸自の師団などと全都道府県警察との間で、治安出動に関する現地協定を締結した。

イ 警察との共同訓練

武装工作員などへの対処に際し、現地レベルでの相互の連携を一層緊密なものとするため、本年3月までに、現地協定の締結主体である師団などと38都道府県警察との間で共同図上訓練を実施している。

ウ さらに連携強化の措置

これまで実施してきた共同図上訓練により、武装工作員などへの対処に関する警察との相互理解が図られたほか、警察と自衛隊の連携要領などについても活発な検討がなされた。これらの成果などを踏まえ、治安出動の際の武装工作員などによる事案に対する自衛隊と警察の現地における共同対処をより適切に実施することを目的に、昨年、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。同指針は、上述した共同対処の基本的な事項として次のような内容について規定している。

治安出動命令が発せられる可能性がある場合の連携として、連絡員の派遣、連絡会議の開催、情報収集活動の調整など

² 正式名称は「治安出動の際における治安の維持に関する協定」
防衛庁と国家公安委員会との間で締結された。

治安出動命令が発せられた場合の連携として、自衛隊の迅速な現場進出のための警察による協力、共同調整所の設置、各行動における任務分担・連携要領など

治安出動下令前後を問わず考慮すべき連携として、物品、施設などに関する相互の協力・支援、通信の確保、部外に対する発表など

今後、共同図上訓練を未実施の県において実施するとともに、その成果を踏まえ、共同実動訓練の実施の検討も含め、一層の連携強化を図ることとしている。

核・生物・化学兵器への対応

近年、核・生物・化学（NBC）兵器とその運搬手段及びこれらの関連資機材が、テロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このような大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる可能性があり、これら兵器の不拡散への取組が、わが国を含む国際社会の平和と安定にとって重要な課題となっている。95（同7）年の東京での地下鉄サリン事件³や01（同13）年の米国での炭疽菌入り郵便物事案⁴の発生は、これらの兵器が移転・拡散している証左である。

3）通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名などを出した事件
自衛隊は、車内、駅構内の除染などの作業を行った。

4）01（平成13）年9月以降、米国で、炭疽菌入の郵便物が、上院議員、マスコミ関係者などに郵送された事案

（1）基本的な考え方

わが国でいわゆるNBCテロが発生し、これが外部からの武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりわが国を防衛するために必要な対処や被災者の救援などを行う。また、NBCテロが発生し、外部からの武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携してテロを行う者の鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、NBCテロによる被災者の救助、被害の拡大防止などの観点から、災害派遣などにより、陸自の化学防護部隊、衛生部隊を中心に被害状況などに関する情報収集、除染活動、傷病者などの搬送、医療活動などについて関係機関を支援する。



NBC対処訓練を行う隊員

（2）NBC兵器への対応にかかわる防衛庁・自衛隊の取組

防衛庁・自衛隊では、新中期防⁵において、NBC兵器による攻撃への対処能力の向上を図ることとしている。特に生物兵器への対処については、検知・同定、防護、予防、診断・治療、除染・人材育成など、人員・装備面での必要な各種機能の充実を図ることとしている。

5）2章3節1（p112）参照

具体的には、さまざまな場面で中心的な役割を担っている陸自においては、化学防護部隊の人的充実や、生物偵察車、化学防護車、除染車、防護マスク、化学防護衣など各種防護器材の充実を図るとともに、本年度からNBC偵察車の開発を行うこととしている。さらに、陸自は、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

（3）生物兵器への対処

ア 生物剤を使用したテロに対する災害派遣を行う場合

生物剤は、一定の潜伏期間を有し、初期症状だけでは、原因が生物剤かどうかの判定が困難であるといった特徴がある。このため、密かに生物剤が散布された場合、被害が発生・拡大した段階に至って初めて何らかの人為的な原因が推測されるなど、テロが行われたことを被害発生以前に認知することは極めて困難であることが予想される。

将来の生物兵器対処（イメージ図）



6）報告書では、わが国において生物兵器が使用された場合の必要な対処を整理しており、

防衛庁・自衛隊は、総合的推進体制の整備、研究開発体制の整備、検知器材などの装備の充実、人材の育成、情報収集体制の強化、感染症病室の整備など医療体制の充実、緊急事態対処体制の確立、演習の実施、関係機関との連携と情報の公開、広報の10項目にわたって積極的に取り組むべきである。

生物兵器への対処にかかわる体制の整備は、政府全体で取り組むべき重要な課題であり、防衛庁・自衛隊が、政府全体の対応を踏まえながら体制づくりを始めることで、国民の安全が確保されることを期待する、としている。

「生物兵器への対処に関する懇談会報告書」

< <http://www.jda.go.jp/jj/delibe/seibutu/houkoku.html> >

7）「ワクチン等にかかる検討会」

< <http://www.jda.go.jp/jj/delibe/vaccine/houkoku.html> >

こうした被害の発生に際しては、第一義的には医療機関などが対応し、自衛隊は、除染活動、患者などの輸送、医療活動を行う。

イ 生物兵器対処への取組など

防衛庁・自衛隊は、部外有識者からなる「生物兵器への対処に関する懇談会」から01（同13）年4月に提出された報告書⁶を踏まえ、生物兵器への対処に関する基本的考え方を整理して施策の全体像を示すため、02（同14）年1月、「生物兵器対処に係る基本的考え方」（基本的考え方）を取りまとめた。さらに、その着実な推進を図るとともに、状況の変化に応じた見直しを適切に行うため、「生物兵器対処委員会」を設置し、各種取組を行っている。これらの取組の一環として、運用研究などによる対処能力の向上を目的とした「生物兵器対処セミナー」を開催している。

また、02（同14）年7月、部外有識者からなる「ワクチン等にかかる検討会」からの報告⁷を踏まえ、03（同15）年1月から国際平和協力業務に参加する隊員に種痘（天然痘の予防接種）を行っている。

（4）化学兵器への対処

化学剤は、生物剤と異なり一般に傷害の発生が早く、被害発生時の迅速な初動対処が極めて重要である。

化学剤には、陸自の化学防護部隊などに配備されている化学防護衣や化学防護車での防護が可能であり、災害派遣などにより派遣された陸自の化学防護部隊などが、汚染地

域で、化学検知器材による化学剤の検知、傷病者の搬送、除染、医療活動を行う。

また、自衛隊の出動に至らない事態でも、自衛隊は、必要に応じ関係機関への化学防護衣などの貸与、化学防護部隊の連絡要員などの派遣を行う。

(5) 核兵器に関連する物質⁸⁾への対処

核兵器に関連する物質は、身体に直接傷害が発生しない場合であっても、被ばくにより、身体に様々な影響が及ぶことから、その特性を踏まえた適切な防護と被ばく管理が必要である。

防護マスクと防護衣を着用することで放射性物質の吸入による内部被ばく⁹⁾を、また、化学防護車で放射線による外部被ばく¹⁰⁾を一定程度防ぐことができる。そのため、限定的ではあるが、これらの装備品を保有している化学防護部隊による活動が考えられる。

この場合、自衛隊は関係機関と連携しつつ、汚染状況の測定、傷病者の搬送などを行う。

8) 99(平成11)年、茨城県東海村のJCOウラン加工工場での核燃料サイクル中に発生した臨界事故では、臨界に伴い発生した放射線により現場作業員が被ばくし、死亡者が発生した。この際、災害派遣として陸自の化学防護部隊が出動した。

9) 呼吸器などを通して体内に取り込まれた放射性物質からの放射線による被ばく

10) 体外にある放射性物質からの直接放射線に被ばく

3 島嶼部に対する侵略への対応

新防衛大綱では、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在するわが国の地理的特性について、安全保障上の脆弱性^{ぜいじやく}と位置付けている。特に、多くの島嶼が存在するという地理的特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する侵略が予想される。

島嶼部に対する侵略に対応するための作戦

島嶼部に対する侵略への対応は、本格的な着上陸侵攻対処¹⁾における作戦の形態と共通する点が多いが、自衛隊が平素から行っている警戒監視²⁾や軍事情報の収集³⁾などにより、早期に兆候を察知することが重要である。事前に兆候を得た場合には敵の部隊などによる侵略を阻止するための作戦を行い、また、事前に兆候が得られず当該島嶼を占領された場合などにはこれを撃破するための作戦を行う。

これらの作戦を行う上では、統合運用による部隊の機動的な輸送・展開などが必要であり、各自衛隊は相互に連携して、部隊を迅速に集中し、敵の部隊などを阻止・撃破する。

1) 本章2節3(p194)参照
2) 本節4(p164)参照
3) 本節6(p186)参照

わが国の地理的特性の概要^{注1)}

項 目	概要データ
日本列島の長さ	約3,300km ^{注2)}
海岸線の長さ	33,000km以上
日本列島を構成する島嶼の数	6,800以上
国土面積	約38万km ²
領海(含:内水)の面積	約43万km ²
接続水域の面積	約32万km ²
領海(含:内水)+接続水域の面積	約74万km ²
排他的経済水域 ^{注3)} の面積	約405万km ²
領海(含:内水)+排他的経済水域の面積	約447万km ²

注1) 本表に使用している数値データは、海上保安庁及び国土地理院からの提供による。
2) 択捉島北端～与那国島南端
3) 基線から200海里(約370km)までの海域(領海を除く)並びにその海底及びその下。ただし、東シナ海や日本海等では相対国との中間線を採用している海域もある。

わが国の島嶼など



4 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船などへの対応

本格的な侵略事態はもとより、新たな脅威や多様な事態に際し、自衛隊が迅速に対応するためには、平素から領海・領空とその周辺の海空域を常時警戒監視し、防衛に必要な情報を収集・処理することが、極めて重要である。このため、自衛隊は、わが国の平和と安全の確保に直接結びつく様々な活動を行っている。

周辺海域における警戒監視

海自は、1日に1回を基準として哨戒機（P-3C）により、北海道の周辺海域、日本海と東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。また、ミサイル発射に対する監視など必要に応じて、随時、護衛艦・航空機による監視活動を行っている。

さらに、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが、24時間態勢で監視活動を行っている。また、対馬海峡と宗谷海峡（結氷期を除く。）では、護衛艦などにより常に監視活動を行っている。



東シナ海で警戒監視を行う哨戒機（P-3C）

領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

空自は、全国のレーダーサイトと早期警戒機（E-2C）、早期警戒管制機（E-767）などにより、わが国とその周辺の上空を24時間態勢で監視している。また、戦闘機が直ちに発進できるよう、その一部を常に待機させている。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、緊急発進した空自の戦闘機などがその航空機に接近して状況を確認し、必要に応じてその行動の監視を行う。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを発する¹。



スクランブル発進する戦闘機（F-2）

1) 自衛隊法第84条

領水内潜没潜水艦への対処

（1）基本的な考え方

わが国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦に対しては、96（平成08）年の閣議決定²などにに基づき海上警備行動³を発令し、自衛隊が当該潜水艦に対して、海面上を航行し、かつその旗を掲げる旨要求すること及び当該潜水艦がこれに応じない場合にはわが国の領海外への退去要求を行う。

（2）中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案とその経緯

昨年11月10日早朝、国籍不明の潜水艦が先島群島周辺海域のわが国の領海内を南から北方向へ向け潜没航行しているのを海自哨戒機（P-3C）が確認したことから、所要の措置を講ずるために、同日午前8時45分、小泉総理の承認を得て、大野防衛庁長官が自衛艦隊司令官に対し、99（同11）年の能登半島沖不審船事案以来2度目となる海上警備行動を発令した。

発令後、哨戒機（P-3C）に加え、哨戒ヘリコプター（SH-60J）及び護衛艦



ソーナー搜索を実施する哨戒ヘリコプター（SH-60J）

2) 96（平成8）年12月安全保障会議及び閣議で決定された「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」

この閣議決定は、自衛隊の部隊がわが国の領海及び内水で潜没航行する潜水艦に対して浮上・掲旗要求、退去要求を行うにあたり、あらかじめ閣議においてその基本方針と手順を決定しておき、個々の事案発生時に、改めて個別の閣議決定を経ることなく、内閣総理大臣の判断により、自衛隊の部隊が迅速に対処し得る途を開いたもの

3) 正式には「海上における警備行動」という。

海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合に自衛隊がとる行動で内閣総理大臣の承認が必要

4)「石垣水道」は中国側の説明をそのまま引用したものであり、わが国には正式にそのように呼称する水道はない。当該事案が生じた海域については本節4の概略図を参照

により、当該潜水艦が12日午後1時ごろまでに防空識別圏を超え、沖縄本島の北西約500kmの東シナ海の公海上に至るまで見失うことなく継続して追尾を行った。その結果、当該潜水艦がわが国周辺海域から離れて航行していった方向を把握できたこと、及び当該潜水艦が当面再度わが国領海に戻ってくるおそれはないと判断したことから、同日午後3時50分に、防衛庁長官が海上警備行動の終結命令を発した。

政府としては、当該潜水艦がわが国周辺海域から離れて航行していった方向や、当該潜水艦は原子力潜水艦であると考えられることをはじめとする諸情報を総合的に勘案した結果、当該潜水艦は中国海軍に属するものであると判断した。この判断に基づき、同日夕方、町村外務大臣より程永華在京中国大使館公使に抗議を行った。これに対し中国側は16日、中国の原子力潜水艦であることを認めた上で、本事案については通常の訓練の過程で、技術的原因から日本の石垣水道⁴に誤って入ったものであり、この事件の発生を遺憾に思うとの説明があった。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

緊急発進（スクランブル）に備える隊員の声

北海道千歳市に所在する第2航空団第203飛行隊でF-15戦闘機操縦士として勤務する亀井1等空尉に、緊急発進（スクランブル）について聞きました。

第203飛行隊

1等空尉

亀井一哲



第203飛行隊 亀井1等空尉

対領空侵犯措置のための警戒待機（いわゆるスクランブル待機）は、1日24時間1年365日休む事なく行われており、私も編隊長としてこの待機に就きます。

スクランブルは、昼夜を問わず命ぜられるため、待機に就いている間は、任務に対する高い緊張感と使命感を長時間保ち続けなければなりません。そして、いざスクランブルが下令されたならば、わが国の領空に接近する航空機に1秒でも早く対応するため一目散に操縦席に乗り込みます。スクランブルでは、対処を誤ると国家間の問題に発展する可能性もあり、普段から

十分な訓練を積んできているという自負はあるものの、千変万化する状況の中で適時適切な対応が取れるか、ということについては日々自問しています。

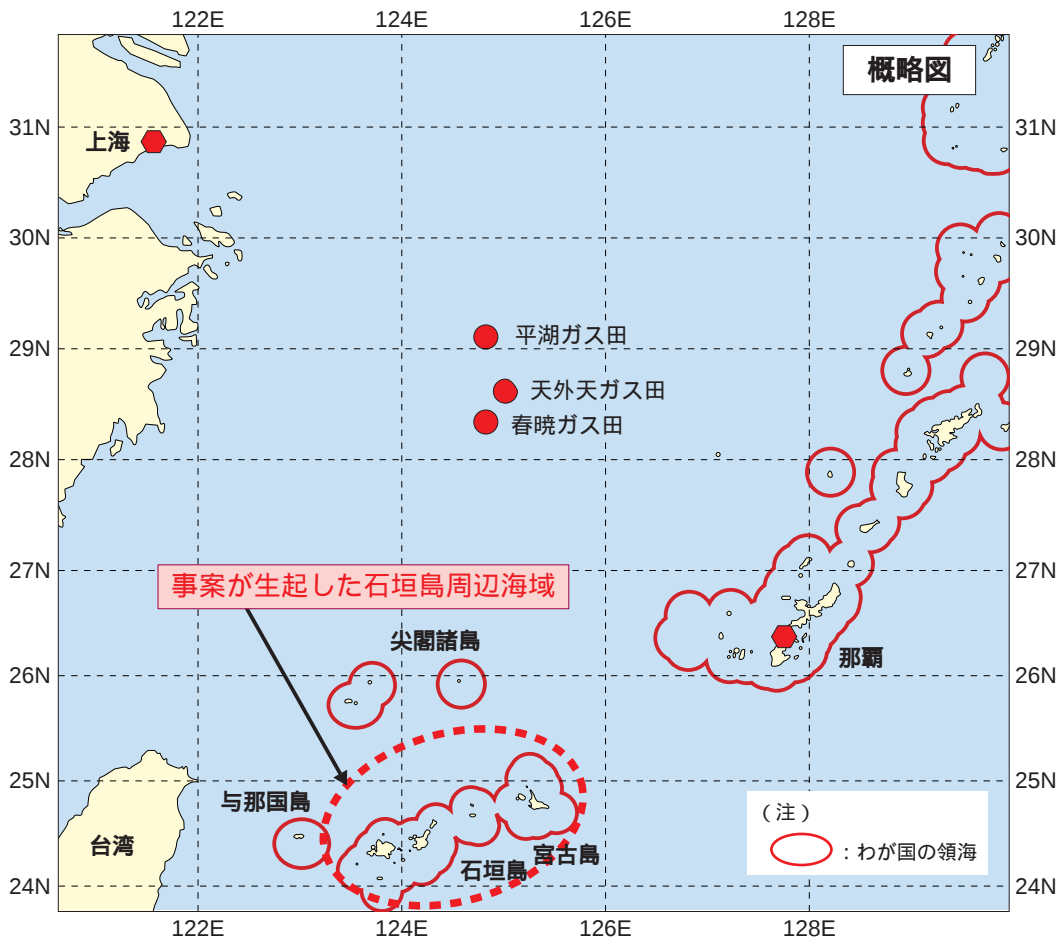
初めて他国の航空機を実際に目の当たりにしたときは、非常に緊張したのと同時に、空を守る者としての強い使命感を自覚しました。私は、この時の経験から、常に平常心を持って任務を遂行できる強い精神力のかん養を目標として日々の訓練に取り組んでいます。

夜間、任務を終えて飛行場に帰投する際などは、任務を遂行した安堵感と充実感を感じますが、私がこの任務に従事して一番良かったと思うことは、地上にあっては、ともすれば概念的になりがちな国土、領土というものを上空から実際に目にしながら、領空侵犯機に対処することにより、自衛官としての国防に対する責任をより強く自覚できたことです。

(3) 中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案を踏まえての措置など

この事案に対しては、96（同08）年の閣議決定に基づき、海上警備行動を発令して対処した。しかし、結果として、当該潜水艦の入域情報に接してから海上警備行動の発令までに相当の時間を要することとなったことから、これらを始めとする教訓を踏まえ、政府としては新たに次の対処方針などを定めた。

中国原子力潜水艦によるわが国領海内潜没航行事案が生じた海域



ア 対処方針

領水内潜没潜水艦に対しては、原則として海上警備行動により、浮上要求、退去要求などの措置を実施

防衛庁長官は、事案発生に際し、所要の手続きを経て、海上警備行動を速やかに発令

- ・ このため、わが国領海に接近する潜水艦の情報が得られた場合には、これを早期に政府部内で共有
- ・ 当該潜水艦がわが国領海内に侵入した場合には、特段の事情がない限り、直ちに海上警備行動を発令

当該潜水艦がわが国領海を出域した後も、再侵入の可能性の見極め、国籍の特定などのため、原則として海上警備行動を継続

関係国と連絡をとり必要な措置を講じつつ対処

領水内潜没潜水艦の状況、政府の対処などについては、安全保障上の観点などに留意しつつ、海上警備行動の発令の公表は速やかに行うなど、国民に対し適切かつ時宜を得た説明を実施

5) 監視活動中の哨戒機（P-3C）が不審な船舶を発見、巡視船、航空機で追尾・監視を行った。不審船は海上保安庁の度重なる停船命令を無視し逃走を続けたため、射撃警告の後、威嚇射撃を行った。しかし同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行い、その後同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没するに至った。捜査過程で判明した事実などから、北朝鮮の工作船と特定

02（平成14）年にも、監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島沖の北北西約400km（わが国の排他的経済水域外）において不審船の疑いのある船舶を発見し、巡視船、護衛艦、航空機で追尾・監視を行った事案が起きている（日本海中部事案）。

6) 監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島東方、佐渡島西方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と判断される不審船2隻を発見した。巡視船、護衛艦、航空機などで1昼夜にわたり追跡したが、両船は、防空識別圏外へ逃走し、北朝鮮北部の港湾に到達したものと判断された。

7) 02（平成14）年3月、2隻が就役し、主に次の点を充実させている。

速力を不審船を追尾可能な約44ノットに向上

12.7mm機関銃の装備
艦橋への防弾措置を実施
暗視装置の装備

8) 01（平成13）年3月、海上警備行動下に不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

9) 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして、跳弾の防止が図られている。

以上の方針を確実に実施するため、必要なマニュアル（対処要領）を関係省庁間で共有

イ 今後の課題

政府は、今後の課題として領水内潜没潜水艦への対処をさらに改善し得る余地があるか、検討している。

武装工作船などへの対処

（1）基本的な考え方

不審船には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処することが不可能又は著しく困難と認められる場合には、機を失することなく海上警備行動を下し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処する。

このような役割分担の下、防衛庁・自衛隊では01（同13）年の九州南西海域不審船事案⁵も踏まえ、不審船に対して効果的かつ安全に対処するため、関係省庁と連携を強化し、政府として万全を期すべく検討を行っている。



高速航行を行うミサイル艇

（2）能登半島沖不審船事案を踏まえての措置など

99（同11）年の能登半島沖での不審船事案⁶では、自衛隊創設来初めての海上警備行動が発令され、海自は護衛艦や哨戒機（P-3C）により対処した。

この事案で得られた教訓・反省事項を踏まえ、防衛庁・自衛隊は、次のような施策を行った。

ア 不審船対処のための装備などの充実

海自は、新型ミサイル艇の速力向上など⁷、「特別警備隊」⁸の新編、護衛艦などへの機関銃の装備、強制停船措置用装備品（平頭弾⁹）の装備、艦艇要員充足率の向上などの事業を実施した。

イ 海上保安庁との連携の強化

99（同11）年、防衛庁は、海上保安庁との間で「不審船に係る共同対処マニュアル」を策定し、不審船が発見された場合の初動対処、海上警備行動の発令前後における役割分担などについて規定した。同マニュアルでは、上述した不審船への対処に関する基本的な考え方の下に次のような共同対処を行うこととしている。

情報連絡体制など

・海上保安庁及び防衛庁は、所定の情報連絡体制を確立し、初動段階から行動終了までの確な連絡通報を実施

海上警備行動発令前における共同対処

- ・海上保安庁が、必要な勢力を投入し、第一に不審船に対処
 - ・海自は、海上保安庁の求めに応じ可能な協力を実施
- 海上警備行動発令下における共同対処
- ・海上警備行動が発令された場合には、海自は、海上保安庁と連携、共同して停船のための措置などを実施
 - 共同訓練など
 - ・防衛庁及び海上保安庁は、定期的な相互研修、情報交換及び共同訓練などを実施

海自は、同マニュアルに基づき、不審船に対する追尾・

捕捉の要領や通信などの共同訓練を海上保安庁と行っており、連携の強化を図っている。

ウ 不審船対処のための自衛隊法の改正

不審船を停船させるための武器使用権限のあり方を中心に法的な整理を含めた検討が行われ、01（同13）年、自衛隊法を改正し、海上警備行動時などの武器使用に関して次のような規定を新設した。

海上警備行動時などに、職務上の必要から立入検査を行う目的で船舶の停止を繰り返しも乗組員などがこれに応じずに抵抗したり、逃亡しようとしたりする場合があります。このような場合において、一定の要件¹⁰に該当すると防衛庁長官が認めたときは、海上警備行動などを命ぜられた海上自衛官は、その船舶を停止させるために他に手段がないと信ずるに足る相当な理由があれば、事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。その結果、人に危害を与えても法律に基づく正当行為と評価されることとなる。

（3）九州南西海域不審船事案を踏まえての措置

01（同13）年12月の九州南西海域不審船事案への対応について、政府が検証作業を行った結果を踏まえ、防衛庁・自衛隊は次のような措置を講じている。

哨戒機（P-3C）から基地への画像伝送能力、基地から中央への写真画像など大容量の情報伝送能力を強化する。

不確実な情報であっても、早い段階から、内閣官房・防衛庁・海上保安庁間で不審船情報を共有する。

工作船の可能性の高い不審船については、不測の事態に備え、政府の方針として、当初から自衛隊の艦艇を派遣する。

遠距離から正確な射撃を行うための武器を整備する。

（4）武装工作船などへの対応

防衛庁・自衛隊は、過去の事案の教訓事項を踏まえつつ、武装工作船などの不審船の発見・分析、海上警備行動発令時における停船のため及び停船後の対応について、対処能力の向上を図ることとしている。



海上保安庁の巡視船と共同訓練を行う護衛艦



12.7mm機関銃で警告射撃訓練を行う隊員

10）当該船舶が、外国船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業目的のみに使用されるものを除く。）と思われる船舶で、国連海洋法条約第19条に定める無害通航でない航行をわが国の内水又は領海において現に行っていると認められること（当該航行に正当な理由がある場合を除く。）当該航行を放置すれば、これが将来において繰り返される蓋然性があると認められること、当該航行が、わが国の領域内において重大凶悪犯罪を犯すのに必要な準備のために行われているのではないかと疑いを払拭できないと認められること、当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより得られるであろう情報に基づいて適確な措置を尽くすのでなければ、将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

国連海洋法条約に規定される無害通航と潜水艦の潜没航行

国連海洋法条約では、軍艦を含め、すべての国の船舶は、沿岸国の平和、秩序及び安全を害さない無害な場合に、沿岸国の領海を通航する権利を持つとされている（第17条、第19条1）。

同条約における領海の通航とは、沿岸国の内水に入ることなく又は内水の外にある停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ることなく領海を通過すること、又は内水に出入りすること、あるいは内水の外の停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ることのために領海を航行することである（第18条1）。同条約には、領海の通航が無害通航に該当しない具体例として、武力による威嚇・武力の行使、兵器を用いる演習、沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報収集を目的とする行為、航空機の発着などの活動に従事する場合などが示されている（第19条2）。また、同条約では、通航は継続的かつ迅速に行わなければならないとされているが、航海に通常付随する停船及び投錨、不可抗力又は遭難により必要な場合などの停船及び投錨は通航に含まれるとしている（第18条2）。



掲旗浮上航行する海自の潜水艦

まれるとしている（第18条2）。

他方、同条約では潜水船その他の水中航行機器については、領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならないとされている（第20条）。潜水艦は、浮上して国旗（軍艦旗）を掲げる場合には、他の軍艦（水上艦）と同様に無害通航の権利を行使できる。これに対して、領海を潜没して航行する潜水艦に対しては、沿岸国は浮上要求や領海外への退去の要求を行うことができる。

昨年秋に、わが国領海内を潜没して航行した潜水艦は、このケースに該当する。なお、軍艦たる潜水艦が領海を潜没して航行し、浮上や領海外への退去の要求に応じない場合に、沿岸国がいかなる措置をとり得るかについて、国連海洋法条約上、明示的に規定された条文は無い。

（ ）内の条文は、国連海洋法条約の関連条文を示す。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

領水内潜没潜水艦の追尾に従事した隊員の声

昨年11月、わが国の領海内を潜没航行した国籍不明の潜水艦（後に、中国の原子力潜水艦と判明）に対し発せられた海上警備行動に従事した護衛艦の乗員及び哨戒機（P-3C）の搭乗員に聞きました。



護衛艦 整備士
2等海尉 白石 俊彦



護衛艦 船務科電測員
2等海曹 江藤 良一



哨戒機（P-3C）機長（操縦士）
1等海尉 今村 元彦

Q 1：本任務に従事して良かったことについて

白石 2尉：「自衛隊発足以来2度目の海上警備行動に、艦載哨戒ヘリコプターの整備指揮官補佐として従事できたことは、非常に貴重な経験になりました。私たちは、このような『万が一』に備えて日々訓練に励んでいるので、その成果を発揮し、航空機の整備を通じて潜水艦の追尾に寄与できたことは、今後の任務を遂行する上で大きな自信となりました。国家の主権を侵害する不法行為に対し、海上自衛官として毅然と対応できたことを誇りに思います。」

江藤 2曹：「最初は大変緊張した状態で任務に臨みました。艦載哨戒ヘリコプターが、私の管制でソーナーを降ろした時には探知できるかどうか不安でしたが、探知報告を聞いた時にはホッとしたとともに自信も湧いてきました。任務を完遂したことで、わが国の威信を示すことができたと思います。日頃の訓練の成果を十分発揮できたことに誇りを感じるとともに、海自隊員として果たすべき責任をあらためて実感しました。」

今村 1尉：「普段の訓練の積み重ねにより、機長としてクルー（各搭乗員）の技量を信じ、自信を持って任務を遂行できたこと、またこの任務を通してクルー間の心の団結が一層強化されたことに喜びを感じています。さらには、わが国の対潜能力の高さと、国の安全に貢献できたことに対し、誇りを持つことができました。」

Q 2：本任務で苦労したことなどについて

白石 2尉：「航空機の整備は、搭乗員の生命に直接係わる仕事であることは言うまでもありませんが、艦載哨戒ヘリコプターは対潜任務で非常に重要な役割を担っており、任務継続のためには迅速かつ確実な整備作業が要求されます。本行動では、今まで感じていたこれらの緊張感に加え、実任務としての潜水艦の追尾であったことから、同じ作業に関わらず、通常より格段に大きく疲労しました。」

江藤 2曹：「潜水艦という目に見えない相手を追尾するという任務でもあり、目標の動静など、様々な可能性を常に考えながら管制を行っていたので、緊張の連続でした。」

今村 1尉：「国籍不明潜水艦の追尾という通常の訓練飛行などとは異なった緊張感の中、航空機を操縦しつつクルーを指揮し、機長としての要務処理を行うことは、非常に厳しいものでありました。機長としては、目標追尾中に生起する可能性のあるあらゆること、例えば捕捉中の目標を失探したときのことや、特異な動きがあったときのことなどを常に考慮しておく必要があります。」

Q 3：行動中のエピソードなど

白石 2尉：「肉体的にも精神的にも厳しい条件下での作業が続き、各隊員の疲労は時間の経過とともに増加しましたが、年配の隊員も若い隊員も積極的に声を掛け合い、確実に作業を実施しようという雰囲気が醸成され、従来にも増してチームワークを強固にすることができました。」

江藤 2曹：「潜没航行する潜水艦を追尾中、艦内の空気から、任務に対する各配置の真剣な取組が感じられました。また、見張り員などからの報告がある度に、艦内に緊張が走りました。」

5 大規模・特殊災害などへの対応

自衛隊は、災害発生時に、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、

防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な災害派遣活動を行っている。特に95（平成7）年の阪神・淡路大震災¹での災害派遣以降、自衛隊の活動に対する国民の期待はますます大きくなっている。その後も自然災害だけでなく、99（同11）年の茨城県東海村での臨界事故²や01（同13）年の愛媛県立宇和島水産高等学校実習船「えひめ丸」沈没事故など多様な事態に際して、自衛隊が大きな役割を果たしている。



石狩湾で座礁した韓国船より乗員を救助（空自救難隊）

災害派遣などのしくみ

(1) 災害派遣などの種類

ア 災害派遣

(ア) 要請による派遣（一般的な派遣形態）

災害派遣は、自衛隊法第83条の規定上³、都道府県知事など⁴からの要請により部隊などを派遣することを原則とする。これは、知事などが災害対策の一次的な責任を負っており、災害の状況を全般的に把握できる立場にあるため、知事などの要請を受けることが適当と考えられたことによる。また、市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、応急措置を行う必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。さらに、市町村長は、知事に対する要求ができない場合には、災害の状況などを防衛庁長官又は長官が指定する者に通知することができる⁵。

(イ) 自主派遣

防衛庁長官又は長官が指定する者は、特に緊急な事態で、要請を待つ時間がないときには、例外的に部隊などを派遣することができる。

この自主派遣をより実効性のあるものとするため、95（同7）年に「防衛庁防災業務計画」⁶を修正し、部隊などの長が自主派遣する基準を次のとおり定めた。

関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合

都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合

人命救助に関する救援活動の場合など

このほか、部隊などの長は、防衛庁の施設やその近傍に火災などの災害が発生した場合、部隊などを派遣することができる。

イ 地震防災派遣

「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言⁷が出されたときには、地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、防衛庁長官は、地震発生前でも部隊などに地震防災派遣を命じることができる。

1) 兵庫県南部を震源とするM7.3の「95（平成7）年兵庫県南部地震」により、阪神地方で死者・行方不明者6,400名を上回る壊滅的被害が発生した。

2) 東海村のJCOウラン加工施設で起きた臨界（核分裂で中性子が放出され、核分裂反応が連続的に続いていく状態）事故
この事故で、2名の作業員が被ばく死した。

3) 資料72（p417）参照

4) 都道府県知事のほか、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長

5) 災害対策基本法第68条の2

6) < <http://www.jda.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/honbun.htm> >

7) 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

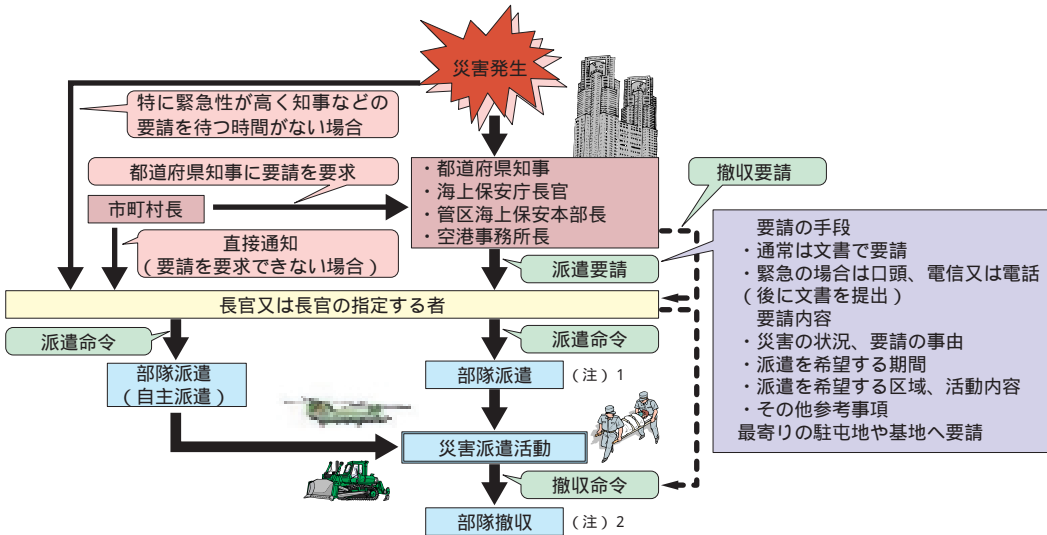
ウ 原子力災害派遣

「原子力災害対策特別措置法」に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、防衛庁長官は、部隊などに原子力災害派遣を命じることができる。

(2) 災害派遣の要請から派遣、^{てっしゅう}撤収までの流れ

自衛隊の災害派遣は次のような流れで行われる。

要請から派遣、撤収までの流れ



(注) 1 災害招集命令を受けた即応予備自衛官及び予備自衛官を含む。
2 部隊をまとめて引き上げること。

(3) 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

自衛隊法などでは、災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官に対し、その災害派遣活動などが効率的に行えるように次のような権限を定めている。

災害派遣活動などにおける自衛官の権限

- 1 警察官がその場にいない場合に限り、周囲の者などに警告を發し、特に緊急の場合には、危害を受けるおそれのある者を、その場の危害を避けさせるために必要な限度で、引き留めたり避難させたり、周囲の者などに危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じたり、自らその措置をとることができる。
- 2 警察官がその場にいない場合で、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物などに立ち入ることができる。
- 3 緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限された区域などにおいて、警察官がその場にいない場合には、自衛隊の緊急通行車両の通行を確保するため、道路上の放置車両の除去などの措置ができる。（地震防災派遣を除く。）
- 4 市町村長又はその委任を受けた職員や警察官、海上保安官がその場にいない場合、次の行為などを行うことができる。（地震防災派遣を除く。）
 - (1) 建物の倒壊や崖崩れの危険性の高い場合などに、警戒区域を設定し、立入制限・禁止又は退去を命ずること
 - (2) 救援活動における活動拠点や緊急患者の空輸に必要な通信中継所の確保などのため、土地や建物を使用すること
 - (3) 倒壊家屋から人命救助を行う場合などに、障害となる被災した建物などを移動し、あるいは撤去すること
 - (4) 現場の自衛官では足りない場合などに、住民又は現場にいる者に人命救助や水防などの業務を行わせること

（自衛隊法第94条、第94条の2、第94条の3及び災害対策基本法参照）

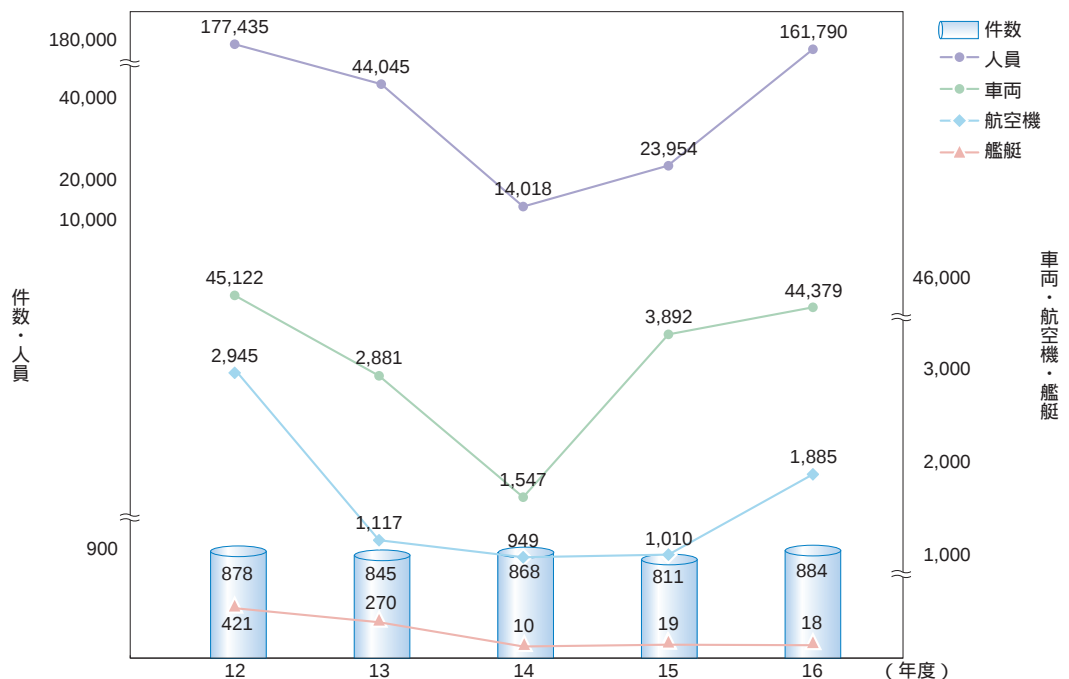
災害派遣の初動態勢・実施状況

(1) 災害に対する初動対応態勢

阪神・淡路大震災の教訓から、自衛隊では、災害派遣を迅速に行うため、各自衛隊は、初動に対処できる部隊を指定している。本年6月現在、陸自は、災害派遣に即応できる部隊として全国に人員約2,700名、車両約410両、ヘリコプター約30機を指定している。海自は、応急的に出動できる艦艇を基地ごとに指定しているほか、航空機の待機態勢を整えている。空自は、航空機の待機態勢などを整えている。

また、自衛隊は、部隊などが気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を受けたときに、自主派遣として、速やかに航空機などを使用して現地情報を収集し、官邸などに、その情報を伝達できる態勢をとっている。また、状況に応じ、関係地方公共団体などへ連絡要員を派遣して情報収集を行うこととしている。

災害派遣の実績（過去5年間）



災害派遣の実績（平成16年度）

16年度実績	項目	件数	人員	車両	航空機	艦艇
	風水害・震災対応	46	145,712	42,675	946	10
	急患輸送	616	2,874	8	642	0
	捜索救難	49	4,213	657	125	0
	消火支援	102	1,932	227	49	0
	その他	71	7,059	812	123	8
	合計	884	161,790	44,379	1,885	18

(2) 災害派遣の実施状況 平成16年度

ア 救急患者の輸送

自衛隊は、従来から医療施設が不足する離島などの救急患者を、航空機で緊急輸送している。昨年度は災害派遣総数884件のうち、616件がこの救急輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）五島列島（長崎県）などへの派遣が535件と多数を占めた。

その内訳は、高齢者の救急患者が最も多く、出産、水難事故に際しての緊急輸送もあった。また、他機関の航空機では航続距離不足などで対応できない場合には、本土から遠距離にある海域で航行している船舶の緊急患者の輸送も行っている。

イ 消火支援

昨年度の消火支援件数は、102件であり、急患輸送に次ぐ件数となっている。

その内訳は、近傍火災に対する派遣が最も多く、昨年度は92件であった。全国に所在する各部隊などは、周辺住民の生活の安全確保に寄与するためにも、近傍火災への対処に積極的に取り組んでいる。

また、^{とうしょ}島嶼や山地など、消火が難しい場所では都道府県知事からの災害派遣要請を受け空中消火活動を行っており、例えば、昨年4月16日に新潟県岩船郡山北町で発生した山林火災では、新潟県知事からの災害派遣要請に対し、陸自は速やかに空中消火活動を行った。この派遣での空中消火における消火水の投下回数は延べ48回、水量288トンであった。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

急患輸送に従事する隊員の声（海自）

大村航空隊

2等海尉

上村竜三

長崎県に所在し、洋上や沿岸の哨戒などを任務とするSH-60Jを擁する海自大村航空隊では、県内に離島が数多く存在することもあり、派遣要請を受け急患輸送も頻繁に行っています。

昨年、大村航空隊だけでも200回にも及ぶ急患輸送を実施しており、その際の苦労話などを上村2等海尉に聞きました。

Q1：本任務に従事して良かった事について

急患輸送終了後、後日、患者やそのご家族などから感謝状をいただき、順調に回復していることを知ったとき、自分自身のことのように嬉しくなります。

Q2：本任務で苦労したことについて

出勤要請に昼夜、天候の区別はありません。夜間、悪天候、具体的には、強風や大雪による視界不良といった航空機の運航制限ぎりぎりのところで急患輸送を実施する際、二次災害を起こさぬよう細心の注意を払います。

また、患者の容態急変に対し機内での対処能力は限られるため、輸送中はいつも祈るような思いです。

Q3：出勤時のエピソードについて

悪天候下の急患輸送中、同乗医師と患者の付添人が「飛行機酔い」に陥り、患者が1名から3名になってしまったことがありました。

また、天候不良により、目的地に到達することがかなわず大村基地に引き返さなければならなかったときには、我々を待っていていた患者の容態が気になって仕方がありませんでした。



大村航空隊 上村2等海尉



消火剤を散布する陸自ヘリ（UH-1）

ウ 自然災害への対応

昨年度は、観測史上最多となる10個の台風上陸や阪神・淡路大震災以来の最大震度7を観測した新潟県中越地震、さらに東北北部や北陸地方山間部の大雪被害など自然災害の多い一年となり、風水害・震災に伴う自衛隊の災害派遣も件数（46件）、規模（人員約14万6,000人）ともに例年を上回った。

主要な派遣は次のとおりである。

新潟・福島豪雨及び福井豪雨に対する派遣

昨年7月中旬、活発化した梅雨前線の影響による新潟県、福島県及び福井県地方の豪雨の際には、新潟県及び福井県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助活動、孤立者救助、行方不明者搜索、土のう積み、給水支援、道路啓開、公共施設復旧、^{ぼうえき}防疫活動などに、延べ人員約10,800名、車両約2,600両、航空機74機を派遣し、約2,400名を救助した。

台風23号災害に対する派遣

昨年10月下旬、台風23号の影響による西日本一帯の豪雨に伴う各種被害発生の際には、宮崎県、香川県、岡山県、兵庫県、京都府及び岐阜県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助活動、孤立者救助、行方不明者搜索、給水支援、道路啓開、防疫活動などに、延べ人員約4,200名、車両約810両、航空機18機を派遣し、59名を救助した。

新潟県中越地震に対する派遣

昨年10月23日に発生した最大震度7の新潟県中越地震の際には、陸・海・空自衛隊は直ちに航空機などによる偵察や連絡要員の派遣を行うとともに、新潟県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助活動、孤立者救助、行方不明者搜索、物資輸送（食糧約84万食、毛布約7万枚など）、給水・給食支援（約1,030トン・約114万食）、入浴支援（約16万7,000名）、天幕の設営（最大時約1,200張）、医療支援（約140名）、演奏会の実施、流木・土砂などの除去、倒壊家屋の撤去（40軒）など多岐にわたる活動を約2か月にわたって実施し、延べ人員約12万5,000名、車両約3万8,000両、航空機約800機を派遣し、約1,800名を救助した。



輸送ヘリ（CH-47JA）による被災者救助



救援物資輸送を行う隊員



給食（温食）支援（新潟スタジアム）



入浴支援（東小千谷小学校）

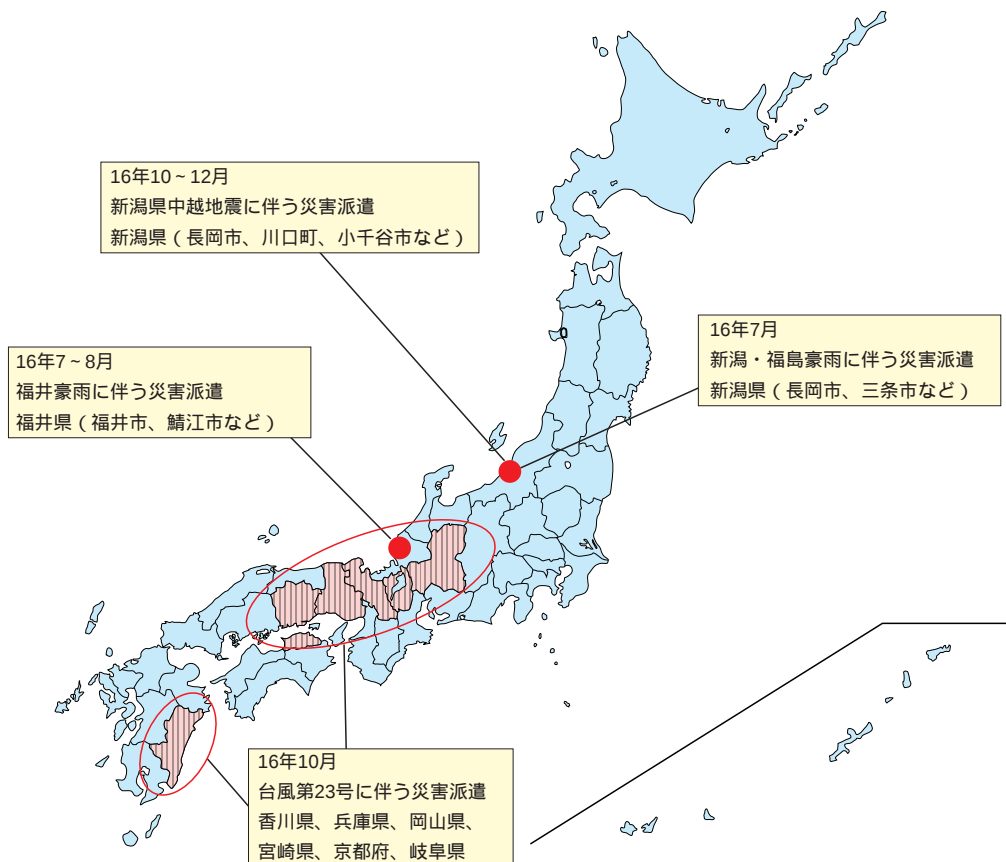
雪害に対する派遣

北日本及び東日本の日本海側では、昨年12月以来記録的な降雪に見舞われ、大雪による被害が多数発生した。新潟県中越地震で全村避難した山古志村（現長岡市）においては、住宅などが雪の重みで損壊する危険が生じたため、新潟県知事からの災害派遣要請により、12月から3月にかけて、村民などによる雪下ろし隊の安全確保及び緊急事態対処のために延べ人員1,340名、車両約280両を派遣した。また、中越地震の被災者が住んでいる仮設住宅周辺及び青森市の高齢者世帯などの除雪についても新潟県及び青森県知事からの災害派遣要請により、人員約2,200名、車両約410両を派遣した。



除雪を行う隊員（青森市）

主要な災害派遣実地地域（平成16年度）



COLUMN

VOICE

解説

Q&A

人道的な自衛隊の姿に接して

新潟県中越地震の発生に際し、山古志村村長（当時）として陣頭指揮をとって対処に当たり、また現在は、長岡市復興管理監として復興現場の最前線で活躍されている長島忠美氏に、震災当時の状況などについて寄稿をお願いしました。



長岡市復興管理監 長島忠美 氏

平成16年10月23日午後5時56分。悪夢のような大きな地震が、私たちのふる里を襲いました。特に山古志では、道路、電気、電話といったすべてのインフラが失われてしまい、外部からも孤立。そして、14ある集落のすべてがそれぞれ孤立してしまう事態に陥りました。

携帯電話の電波塔すら被害を受け、大切な情報網からも孤立をしてしまうことになりました。何とか住民のために情報を集めて発信しなければという焦りの中にいたと思います。やっと少し、県庁や外の職員と連絡が取れ始めたのは夜半を過ぎていました。夜、歩いて役場に向かいましたが、それすらも断念せざるを得ない状況でした。

夜が白み始めて目にした光景は、あまりにも悲しいものでした。愛するふる里が悲しく姿を変えていました。あるべき道路がありません。あるべき棚田が大きく崩れ落ちていました。

絶えず続く大きな余震。音が先にやってくる地震を私たちは経験したことがありませんでした。不安の極限にいたと思います。何とか弱い携帯電話の電波を通じて知事と話ができたのは朝を迎えてからでした。知事から「何が必要ですか。」と聞かれました。私が「村は壊滅的な被害を受けました。自衛隊の出動をお願いしたい。」と答えたところで電話が切れました。

道のない道を歩いてヘリポートになる山古志中学校に着き、そこから見える光景に絶望さえ感じました。あるべき山が頂から崩れ落ち、住宅を飲み込んでいました。川が土砂によって大きく流れを変えていました。中学校の校庭に避難をしていた住民と、ヘリコプターが降りられるように準備をして、まもなく1機の自衛隊のヘリコプターが到着しました。2名の自衛隊員が無線機を持ってきてくれました。それを通じて、状況が把握できていないまま、ただ甚大な被害により住民の命すら心配な状況だけを話して出動を依頼しました。やがて連隊長を先頭にした部隊が到着し、連隊長から「新発田30連隊今金連隊長です。何が最初に必要ですか。」と落ち着いた口調で話しかけられました。私はあわてていました。けが人も村の状況も分からない。そのことが知りたいとお願いをしました。でもその時点で各集落でけが人が出ていることが予測されました。まずその搬出を第一に優先してもらいました。

昼にかけ、自衛隊のヘリコプターからもたらされる情報は村の悲惨な状況でした。私は住民の命の危険を感じ、そして命を守ることを一番に選択せざるを得ないところにいました。苦渋の時間が過ぎ、午後1時過ぎ「山古志村は全村民を村外に避難させたい。ご協力をお願いしたい。」と、連隊長に依頼をしました。それから正味26時間。私は奇跡的な活動で住民を救ってくれたと感謝しています。夜間のヘリコプター運行が危険であることは知っていました。でも救援を待つ住民がパニックに陥っていました。ありえないと思った夜間の救出作戦。それも「着陸できないかもわかりません。できても1回だけです。」という約束でした。

しかし、困難に立ち向かって1機に住民を乗せてもらったあと、「できるだけ燃料の続く限りやってみましょう。」という言葉が返ってきました。あんな難しい状況の中で国民の安全のため勇気と優しさが持てる自衛隊の姿に私は感動を覚え、深い感謝の念を抱きました。そしてその人道的な勇気を考えると今でも涙がこぼれます。誰がなんと言おうと日本の国には自衛隊が必要だとそのときほど実感したことはありません。

避難をしてからもずっと、人が人を思うそのことのためにそばにいてくれたこと、あの迷彩服の姿が私たちに大きな安心を届けてくれました。私たちがいるから大丈夫ですよ。そう語りかけてくれているように感じたのは私だけではないと思います。

食事もとらないで頑張ってくれているのを見て「食べたのですか？」と声をかけると決まって、「大丈夫です。私たちは食べましたから。」と答えてくれたことを知っています。夜、何気ない顔をしながら私たちを見守ってくれたことを私は知っています。

自衛隊の皆さんから私たちは勇気をもらいました。そして、人が人を信ずる大切さを学んだ気がします。皆さんから伝えられた人が人を守る、支え合う、そんな気持ちを大切に復興に取り組んでいきます。

日本の国が平和でありますように、自衛隊の皆さんが健康でいられますように、心から願っています。

長岡市復興管理監 長島忠美

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣に従事した隊員の声（陸自）

第30普通科連隊

1等陸尉

後藤弘見

新潟県^{しばた}新発田市に所在する第30普通科連隊は、第2普通科連隊（上越市）とともに、新潟県中越地震発生時、初動における被災者救助などに多大な貢献を果たしました。

中隊長として山古志村を担当し、村民の救助に当たった後藤1等陸尉に聞きました。

Q1：本任務に従事して良かった事について

日頃からヘリコプター部隊と我々普通科部隊との連携に力を入れて訓練しており、その成果が今回の活動で遺憾なく発揮できたことです。また、悪天候に妨げられることもなく、警察、消防、海・空自衛隊などのヘリコプターとも的確に任務分担ができ、山古志村の全村民避難が円滑に実施できたことは非常に良かったと感じています。

Q2：本任務で苦労したことについて

苦労ではありませんが、「自衛隊さん有り難う。」という声を掛けて頂くたびに、被災者の皆さんのこの先の苦労の方がどれほど大変だろうと胸がつまり、我々が出来ることを一生懸命やらねばならないと感じました。

Q3：派遣時のエピソードについて

余震が続く地震翌日の夕刻、部下から無線で「被災者の心労は限界に達しつつあり、速やかな救援を求む！」と連絡が入りました。部下の声音から状況の過酷さがひしひしと伝わってきました。我々はすぐさま



現場指揮する後藤1等陸尉

夜間救出を敢行することを決断しましたが、夜間のヘリ運用の安全を確保する必要から部下には「村民の協力を得つつ、ヘリポートを可能な限り明るくせよ、懐中電灯でも自動車のヘッドライトでも何でもいから使えるものは何でも使え！」と指示を飛ばし、必要な準備をさせ、ヘリによる夜間救出を事故なく行うことができました。ヘリに搭乗した村民の皆さんの安堵した表情が非常に印象に残っています。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣に従事した隊員の声（空自）

秋田救難隊

2等空曹

山崎 優

秋田空港に所在し、U-125A及びUH-60Jを駆使して航空救難を実施する空自秋田救難隊では、派遣要請を受け各種災害派遣も実施しています。

昨年、新潟県中越地震発生後の災害派遣活動に従事した際の苦労話などを山崎2等空曹に聞きました。



秋田救難隊 山崎2等空曹

Q1：本任務に従事して良かった事について

地震発生に伴う災害派遣活動への参加は、私にとって初めての経験であり的確な活動ができるかどうか少々不安もありました。しかしながら今まで培ってきた経験をすべて出しきって全力で臨んだ結果、被災地で恐怖と不安を抱き孤立している多数の地元住民を無事救出することができたのだと思います。今回の救助活動は、今後の活動への反映のためにも非常に重要な経験であったと言えます。

Q2：本任務で苦労したことについて

被災地の詳しい情報を入手することが困難であったことから、現場に到着するまでの時間内に明確な救出要領をイメージアップすることができず大変に不安を感じました。

現場に到着すると被災者の多くは高齢者で、なおかつ恐怖と不安を抱いていたこともあり、救出作業においては細心の注意と予想以上の時間を要することとなりました。被災者の数が多かったことから、限られた時間の中で一人でも多くの方を救出する必要があり、心の焦りとの戦いでもありました。

Q3：派遣時のエピソードについて

救助した被災者で混雑している機内において、耳にはピアス、髪は金髪という一般的には個人主義で公共活動には非協力的なイメージの若者が率先して支援をしてくれたことが意外であり、自己の固定観念を恥じる気持ちと日本はまだ大丈夫との安堵で、何故かものすごく嬉しかったです。

災害対処への平素からの取組

(1) 地方公共団体などとの連携

自衛隊が、災害派遣活動を迅速かつ的確に行うためには、平素から地方公共団体などとの連携を強化しておくことが重要である。例えば、情報連絡体制の充実、両者の防災

計画の整合化、地方公共団体が行う防災訓練への積極的な参加などが挙げられる。昨年9月、静岡県御殿場市を主会場として行われた政府総合防災訓練に「自衛隊統合防災演習（実動演習）」を兼ねて、陸・海・空自衛隊合せて、人員約1,200名、車両約240両、航空機約40機、艦艇3隻が参加するなど、全国すべての都道府県主催の総合防災訓練に自衛隊の部隊などが支援・参加した。

また、地方公共団体の防災などの業務に対し、自衛官としての経験、知識などを活用した人的協力を行うことは、地方公共団体との連携を強化する上で重要であり、地方公共団体からの要請に応じ、当該分野に知見を有する退職自衛官の推薦などを行っている。こうした形で地方公共団体の防災関連部門などの担当として在職しているのは、本年5月31日現在、全国34都道府県市区村に65名である。また、東京都の防災担当部局に現職自衛官を出向させている。

退職自衛官の地方公共団体防災関連部門における在職状況

区 域	都道府県	市 町 村
北海道	北海道	北海道庁
		帯広市役所
		千歳市役所
		美唄市役所
		札幌市役所 2 名
東 北	青森県	函館市役所
		八戸市役所
	岩手県	青森市役所
		滝沢村役場
	宮城県	仙台市役所 2 名
関 東	秋田県	山形市役所
	山形県	東根市役所
	福島県	
	埼玉県	草加市役所
	東京都	板橋区役所
中 部	神奈川県	
	石川県	輪島市役所
	福井県	
	山梨県	
	岐阜県	
	静岡県	静岡県庁 2 名
近 畿	愛知県	
	三重県	
	滋賀県	草津市役所
	京都府	
	大阪府	堺市役所
	兵庫県	池田市役所
中 国	和歌山県	明石市役所 2 名
	和歌山県	橋本市役所
	鳥根県	
	岡山県	倉敷市役所
	広島県	
	和歌山県	橋本市役所
四 国	徳島県	小松島市役所
	香川県	
	愛媛県	
	高知県	
九 州	福岡県	飯塚市役所
	佐賀県	
	長崎県	佐賀県庁 2 名
	熊本県	長崎県庁 4 名
	宮崎県	熊本市役所
	鹿児島県	都城市役所

（注）非常勤職員を含む。

さらに、災害時に自衛隊が効果的に活動するためには、地方公共団体などと連携し、また、協力を得て次のような措置をとることが重要である。

8) 部隊を集結させるためには、連隊で約15,000m²以上、師団などで約140,000m²以上の広さが必要

9) ヘリポートの広さは、ヘリコプターの活動内容や機種によって異なるが、1機当たり50～100m四方が基準

10) 「都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について」
< <http://www.jda.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/sankou01.htm> >

11) 原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる。
原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる。
原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することなどができる。
原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる。

ア 集結地などの確保

災害派遣部隊は、活動拠点として使用するために、被災地近くの公園やグラウンドなどの集結地⁸⁾が必要である。



集結した災害派遣部隊（新潟スタジアム前）

また、災害時には車両による活動が制限される可能性が高いことから、救急患者輸送、物資輸送、消火活動などの目的に応じ、被災地やその近くにヘリポートを設置⁹⁾する必要がある。この際、ヘリコプターの円滑な運用のため、避難場所とヘリポートを明確に区別するとともに、平素からその場所を住民に周知しておくことが必要である。

イ 建物の番号表示

航空機が、情報収集、人員・物資の輸送などを行う際に、空中から建物を確認しやすいように、県庁、学校など防災上重要な施設の屋上に目印となる番号を表示することは有効である。

ウ 連絡調整のための施設などの確保

自衛隊との連絡調整のための活動施設を都道府県庁内に設けることも必要である。例えば、連絡調整業務のための仮設の通信所、連絡官の待機所、車両の駐車場などが考えられる。

(2) 各種災害への対応マニュアルの策定

様々な形で起こり得る災害に、より迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対応の基本を明確にして、関係者の認識を統一しておくことが有効である。このため、00（同12）年11月、防衛庁・自衛隊は、過去の災害派遣や防災訓練で明らかになった教訓事項を踏まえ、災害の種類ごとの対応において留意すべき事項を取りまとめた各種災害への対応マニュアルを策定した¹⁰⁾。

このマニュアルは、予想される災害の形態を 都市部、山間部、島嶼部、特殊災害の4つに区分し、それぞれの場合ごとに、災害への対処方針、発生し得る被害様相、求められる主な活動、留意事項を定めている。

このマニュアルは既に関係機関、地方公共団体などに配布されており、陸・海・空自衛隊は、防衛庁防災業務計画とこのマニュアルに基づき、災害派遣活動のより一層の充実に努めている。なお、このマニュアルは今後の教訓などを踏まえ、随時見直すこととしている。

(3) 原子力災害などへの対処

99（同11）年、茨城県東海村のウラン加工工場で発生した臨界事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策の抜本的な強化を図るという観点から、同年、「原子力災害対策特別措置法」が制定された。

同法では、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が緊急事態応急対策を的確かつ迅速に行うため、防衛庁長官に対して自衛隊の支援を要請することができると規定され、これに伴って、自衛隊法が一部改正された¹¹⁾。

東海村での臨界事故以降、経済産業省が主体となって00（同12）年から実施（昨年は新潟県中越地震のため中止）している原子力総合防災訓練では陸・海・空自衛隊が輸送

支援、住民避難支援、空中と海上での放射線観測支援などを行い、原子力災害に際しての各省庁や地方公共団体との連携要領などを確認している。

また、原子力災害のみならず、その他の特殊災害¹²に対処するため、17年度予算においても、化学防護部隊を強化することとしている。

12) 特殊災害は、テロリズムや大量破壊兵器などによる武力攻撃によっても生じる可能性がある。
本節2 (p161) 参照

災害対策マニュアルの概要

区分	対処方針	被害様相	求められる主な活動
都市部	被害の極限化 ・的確な状況把握 ・速やかな部隊展開 ・災害応急対策の実施 など	・火災 ・建築物の倒壊、生き埋め ・液化化現象 ・ライフラインの断絶 ・交通機関の損壊 ・港湾、飛行場などの損壊 ・集中豪雨による交通・地下都市機能の麻痺 など	【平素の段階】 ・自治体などとの連携の下、予め被害想定の見積りを実施 ・計画の作成と見直し（部隊の活動拠点確保に配慮）...各類型共通 ・指揮所訓練を含む防災訓練の実施...各類型共通 ・災害情報の共有体制の確立...各類型共通 【初動対処の段階】 ・航空機、車両、ヘリ映伝などの活用や連絡員の派遣による状況把握...各類型共通 ・被災地への速やかな部隊展開 ・ヘリなどを活用した人命救助、応急医療支援 ・ヘリ、渡河ボートなど状況に応じた輸送手段による避難住民の輸送支援 ・航空交通情報の提供 など 【初動対処以降の段階】 ・部隊の増援・交代...各類型共通 ・給食・給水・入浴などの生活支援...各類型共通 ・自治体などとの十分な調整の下、倒壊家屋の除去、ゴミ処理など災害復旧を実施
山間部	・より能動的な状況把握 ・進出経路・災害応急対策拠点の確保 ・二次災害への配慮	・洪水 ・土砂崩れ ・鉄砲水 ・風倒木 ・雪崩 ・山林火災 ・火山噴火 など	【平素の段階】 ・自治体などとの連携の下、過去の災害発生実績、地誌などに基づく研究の実施 ・雪上車、防護マスクなどの適切な装備の整備 【初動対処の段階】 ・ヘリ、施設部隊の道路啓開能力などを活用した速やかな部隊展開 ・ヘリ、車両などによる捜索・救難活動の実施 ・ヘリによる空中消火などの実施 ・ヘリ、車両などによる避難住民の輸送支援 【初動対処以降の段階】 ・二次災害の防止のための支援
島嶼部	・早期の派遣準備 ・本島（本土）の災害対処能力の活用 ・災害応急対策拠点の確保 ・艦艇、航空機の有効活用	・津波 ・高潮 ・ライフラインの切断 ・火山噴火 など	【平素の段階】 ・自治体などとの連携の下、過去の災害発生実績、地誌などに基づく研究の実施 ・発災が十分予期される場合の待機など艦艇の有効活用 ・島嶼部所在部隊の災害対処能力の向上 【初動対処の段階】 ・航空機の輸送力を有効に活用した部隊展開 ・災害発生の際の待機段階での艦艇の近傍海域への展開 ・災害応急対策要員などの輸送支援 ・ヘリ、艦艇などを活用した応急医療支援 ・航空機、艦艇を活用した避難住民の島嶼外などへの輸送支援 【初動対処以降の段階】 ・二次災害の防止のための支援
特殊災害	・関係省庁、民間専門機関などとの緊密な連携 ・化学防護部隊などの有効活用 ・隊員の健康管理	・原子力災害による放射性物質の放出 ・化学災害による化学物質のまん延 ・油流出による港湾・海浜などの汚濁	【平素の段階】 ・関係機関、専門家などとの連携の下、被害想定、初動対処計画の策定 ・特殊災害の被害様相、装備の取扱要領などについての隊員教育の実施 【初動対処の段階】 ・化学防護部隊などの速やかな進出・待機 ・専門家などの輸送支援 ・モニタリング支援 ・ヘリ、車両などによる避難住民の輸送支援 ・除染活動の実施 ・流出油の被害拡大防止 【初動対処以降の段階】 ・除染、油回収などの継続実施

6 その他の対応

自衛隊施設などの警護態勢の整備

テロ事案については、警察機関が第一義的に対処するが、01（平成13）年9月11日に発生した米国同時多発テロ（9.11テロ）のような大規模なテロに対する備えに万全を期するため、同年、自衛隊法を改正し、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域の警護のため、自衛隊の部隊などの出動を可能とするとともに、通常時から自衛隊施設を警護するための武器使用を可能とした。

警護出動の概要

事 態	行動の要件など	主な権限など
国内にある自衛隊の施設又は在日米軍の施設・区域に対する破壊行為などが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要が認められる場合	命令権者 内閣総理大臣 手続 内閣総理大臣は、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設など及び期間を指定 撤収 内閣総理大臣は、指定した期間内であっても、部隊などの出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊などの撤収を命じなければならない。	警察官職務執行法の準用 質問（ ） 避難（ ） 立入（ ） 犯罪の予防及び制止、武器の使用 武器の使用（上記の武器を使用する場合のほか） 職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当な理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。（その結果人に危害を与えることとなっても、法律に基づく正当行為と評価されることとなる。）

（ ）警察官がその場にはいない場合に限る。

1）正式には「自衛隊の施設等の警護出動」

(1) 警護出動¹

内閣総理大臣は、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域における大規模なテロが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当



警護出動訓練を行う隊員

該施設又は施設・区域の警護のため自衛隊の部隊などの出動を命ずることができる。

その際、警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法に基づく権限が一部準用²される。また、同法第7条を超える武器の使用権限なども規定された。

防衛庁・自衛隊は新たな任務である警護出動の実効性を確保するため、警

察・海上保安庁との間で警護出動に関する意見交換を行っているほか、03（同15）年以降、各地の在日米軍施設・区域において警護出動訓練を実施している。

(2) 通常時における自衛隊の施設警護のための武器の使用

国内の自衛隊の施設であって、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場にかかわる施設設備が所在するものを自衛官が職務上警護する際の武器使用権限が新たに規定³された。

2）犯罪の予防及び制止、武器の使用が認められるほか、警察官がその場にはいない場合に限り、質問、避難などの措置、一部の地域の立入が認められる。

3）その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
その場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

在外邦人などの輸送態勢の整備

(1) 自衛隊法の改正

防衛庁・自衛隊は、これまで、外国での災害、騒乱その他の緊急事態に際して、自衛隊法第100条の8の規定に基づき、外務大臣の依頼を受けて、生命や身体の保護を必要とする在外邦人などを、政府専用機や空自の輸送機で輸送する態勢をとってきた。

99（同11）年の自衛隊法の改正により、在外邦人などの輸送手段として自衛隊の船舶とその船舶に搭載されたヘリコプターが追加され、また、隊員と邦人などの生命や身体を防護するため必要最小限の武器の使用ができるようになり、輸送のための態勢が強化された。

(2) 各自衛隊の態勢など

派遣先国の空港・港湾などで、在外公館から在外邦人を引き継ぎ、航空機・船舶までより安全に誘導できるよう、陸自ではヘリコプター隊と誘導隊⁴の要員を、海自では輸送艦をはじめとする艦艇と航空部隊を、空自では派遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。



邦人等の輸送訓練（搭乗手続）を行う隊員

4）輸送部隊（自衛隊の航空機・艦船）とともに派遣され、現地において在外邦人などの誘導・防護に当たる臨時に編成される部隊

在外邦人などの輸送の一例



5) 4章1節2 (p227) 参照

6) 正式名称は「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(2章5節2 (p134) 参照)

7) 正式名称は「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」(2章5節2 (p134) 参照)

8) 本年6月末現在、防衛庁から外務省に出向した自衛官である防衛駐在官48名が、37か所の在外公館などに派遣されており、自衛官という特性を生かし、派遣された国の国防関係者や各国の駐在武官との交流を通じて軍事情報の収集などを行っている。

9) 情報収集衛星については、昨年4月より1号機(衛星2機)が定常運用されているが、わが国独自の画像情報収集能力を強化するため、所期の目標である4機体制の確立が期待される。

なお、在外邦人などの輸送任務は、基本的には各自衛隊が緊密に連携して行うため、統合調整が必要となることから、輸送機や輸送艦などを用いて統合訓練を実施するなど、任務遂行のための能力向上に努めてきたが、平成17年度末からは当該任務は統合運用体制の下で実施される。

(3) 在外邦人などの輸送実績

イラク人道復興支援特措法に基づき派遣された陸自の活動などを取材するためイラクのサマーワに滞在していた報道関係の在留邦人10名を、昨年4月15日、同国のタリル飛行場からクウェートのムバラク飛行場まで、空自のC-130H輸送機により輸送した。これは、自衛隊法第100条の8の規定に基づく初めての邦人輸送であった⁵⁾。

周辺事態への対応

新防衛大綱では、周辺事態における協力を含む各種の運用協力などの施策を積極的に推進することを通じ、日米安全保障体制を強化していくとしている。

具体的には、99(同11)年に制定された周辺事態安全確保法⁶⁾や00(同12)年に制定された船舶検査活動法⁷⁾に基づいて対応する。

軍事情報の収集

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして、各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有などが不可欠である。

このため、防衛庁・自衛隊では、情報収集手段の多様化を図るとともに、各種情報の総合的な分析・評価に努めている。具体的な情報収集活動の例としては、わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、高分解能商用衛星画像データの収集・解析、艦艇・航空機などによる警戒監視、各種公開情報の収集・整理、各国国防機関などとの情報交換、防衛駐在官などによる情報活動⁸⁾などを行っている⁹⁾。

防衛庁・自衛隊では、今後とも、安全保障環境や技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力などを強化するため、各種情報収集器材・装置などの充実を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することとしている。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

海外で勤務する隊員の声(防衛駐在官)

防衛駐在官は、本年6月末現在、世界各国に所在する在外公館のうち37カ所に48名の自衛官が配置されています。

02(平成14)年から在ウクライナ大使館に防衛駐在官として勤務している鈴木雄三1等空佐に、勤務の様子やエピソードなどを聞きました。

防衛駐在官

1等空佐

鈴木雄三

Q 1：本任務に従事して良かった事について

旧ソ連の体制が未だ色濃く残っていた前クチマ政権下でのウクライナ国民の生活や考え方、その後の『オレンジ革命』を契機に大きく民主化に向けて日々著しい変化を遂げている今日のウクライナの新旧両体制を実際目で見て肌で感じ取る機会を得られたことが印象に残っています。

また、防衛駐在官としての仕事を通じて日本という国が世界の国々から尊敬の念をもって見られていることが良く分かり、改めて祖国に誇りを持てました。

さらに世界各国の武官と友情を育むことが出来たことはこの上ない財産だと感じています。



空軍基地を視察する鈴木1等空佐（右）

Q 2：本任務で日頃心掛けていることについて

任地で起こった事柄や要人の発言等について総合的に捉え、今何が起きているのか、その背景には何があるのか、またわが国や世界の安全保障にとってどのような影響があるのか等、自分なりに分析、検討して理解するよう心掛けています。

そのためには、任地における人間関係、信頼関係の構築に努め、一般報道だけに止まらず、関係者、一般市民との交流を通じて可能な限り多くの情報に接し、取捨選択し、また一つ一つの情報を関連付けて理解していくようにしています。

Q 3：在勤中のエピソードについて

「オレンジ革命」の際、治安悪化を懸念し状況を確認するため、- 10 を下回るような中、ロシア独特の毛皮の帽子をかぶって毎日デモ隊やピケの中に入って様子を見、またデモ参加者たちの話を聞いたりしました。その際、夫婦で抗議デモに参加していたある市民が「このデモには年老いた母が『自分は老齢で参加できないので自分の代わりに参加して欲しい』と言った。勿論、私たち夫婦も自分達の意味で参加している。何故ならば、子供たちの時代にはウクライナが良い国になって欲しいから。」と目を潤ませて語っていたのが印象的でした。